

特105

825

著者 中山 龜吉

萬業之起原

天聖堂發行



始



特105
825

著者 中山 龜吉

萬業之起原

東京 天聖堂發行

大正
14. 9. 29
内交

序

社稷は歳に月に變遷過歩して、萬事改る乙者は廢れ甲者は用ゐらる、然も万物皆起元あり、由來あり、豈大れ偶然ならんや、然るに何の志慮なく是を喰ひ是を使用し是に乗りて平然たり夫れ故人や地下に泣ん、是學界の痛恨事にして知るに捷徑なきか故なり、昔日貝原益軒と云ふ人あり、筑前の産にして京都に出で學を修め大儒となり、和事始を著はし、數百種を擧て大和の事の始を記す、然れ共天和三年過去二百四十余年前の著にして後星遷り世變り万事新にして現今用ゐられず、爰に於て著者視る處あり、古今を通じて重要なる者數百種を選摘し、其起原を究め一書を編纂し、萬葉の起居と號け社界に公にす、文意又平易なり誰人を問はず、本書を机上に繙き以て萬物之由來を知る事を得ば、學界に貢獻するの多大ならん事を期す。

著者識るす



目次

神代御歴代並ニ年號配置……………	一	人事風俗……………	五一
人倫及官職……………	九	古代法制……………	五四
宮室家屋……………	一四	學術門……………	五六
國土名稱……………	一六	寶貨門……………	六〇
神事……………	一八	雜門……………	六二
年中行事……………	二一	遊藝……………	六六
禮儀……………	二三	特殊生活……………	六七
佛門……………	二五	明治大正之雜門……………	六九
武門武具……………	二七	史籍之評結論……………	七二
外交……………	三〇		
交通機關……………	三三		
飲食物……………	三六		
職業物品營業……………	四〇		

目次終り

神代並ニ御歴代年號配置

第一國 常立神	第二豐雲野神	第三宇泥邇神沙泥邇神
第四角杵神活杵神	第五大殿道神大殿邊神	第六面足神綾惶根神
第七伊弉諾神伊弉冉神	以上 天神七代	
第一天照皇大神	第二正哉吾勝勝速日天之忍穗耳命	第三天津彥德瓊々杵命
第四天津彥火火出見命	第五天津彥波瀲武鸕鷀草葺不合命	以上地神五代
一代 神武天皇寶算五十二辛酉年正月元日御即位なし給ふ是我帝國紀元元年なり	八代 孝元天皇全	紀元四百四十七年
二代 綏靖天皇元年は紀元八十年なり	九代 開化天皇全	全 五百〇〇四年
三代 安寧天皇全	十代 崇神天皇全	全 五百六十四年
四代 懿德天皇全	十一代 垂仁天皇全	全 六百三十二年
五代 孝昭天皇全	十二代 景行天皇全	全 七百三十一年
六代 孝安天皇全	十三代 成務天皇全	全 七百九十一年
七代 孝靈天皇全	十四代 中哀天皇全	全 八百五十二年
	十五代 應神天皇全	全 八百六十一年

十六代 仁德天皇 全 九百七十三年 廿六代 讚皇天皇 元年、紀元一千六百六十七年
 十七代 履仲天皇 全 一千〇六十年 廿七代 安閑天皇 全 一千九百九十四年
 十八代 反正天皇 全 一千〇六十六年 廿八代 宣化天皇 全 一千九百九十六年
 十九代 允恭天皇 全 一千〇七十二年 廿九代 欽明天皇 全 一千二百〇〇年
 二十代 安康天皇 全 一千一百十四年 三十代 敏達天皇 全 一千二百三十二年
 廿一代 雄略天皇 全 一千一百十七年 卅一代 用明天皇 全 一千二百四十六年
 廿二代 清寧天皇 全 一千二百四十年 卅二代 崇神天皇 全 一千二百四十八年
 廿三代 顯宗天皇 全 一千四百四十五年 卅三代 推古天皇 全 一千二百五十三年
 廿四代 仁賢天皇 全 一千四百四十八年 卅四代 舒明天皇 全 一千二百八十九年
 廿五代 武烈天皇 全 一千五百五十九年 卅五代 皇極天皇 全 一千三百〇〇年

是より年號始る孝德天皇元年大化元年とす三十六代孝德天皇元年ハ紀元一千三百〇五年々號を立て大化と云ふ 大化五年、白雉五年

三十七代 齊明天皇 元年 紀元一千三百十五年七年間年號なし
 三十八代 天智天皇 元年 一千三百二十二年十年間年號なし
 三十九代 弘文天皇 元年 一千三百三十二年白鳳元年

四十代 天武天皇 元年 一千三百三十三元年白鳳、兩朝に亘りて十五年間
 四十一代 持統天皇 元年 一千三百四十七年ハ朱鳥元年十
 四十二代 文武天皇 元年 一千三百五十七年元年より四年間年號なし

五年目を大寶元年とす三、慶雲四

四十三代 元明天皇 元年 一千三百六十八年ハ和銅元年、七
 四十四代 元正天皇 元年 一千三百七十五年ハ靈龜元年二、養老七
 四十五代 皇武天皇 元年 一千三百八十四年ハ神龜元年五、天平二十
 四十六代 孝謙天皇 元年 一千四百〇九年ハ天平勝寶元年八、天平寶字八
 四十七代 淳仁天皇 元年 一千四百十八年ハ天平寶字二年ニ當ル八年間
 四十八代 稱徳天皇 元年 一千四百二十五年ハ天平神護元年二、神護景雲、三
 四十九代 元仁天皇 元年 一千四百三十年ハ寶龜元年十一、天應一
 五十代 桓武天皇 元年 一千四百四十二年ハ延暦元年二十四
 五十一代 平城天皇 元年 一千四百六十六年ハ大同元年四
 五十二代 嵯峨天皇 元年 一千四百七十年ハ弘仁元年十四
 五十三代 淳和天皇 元年 一千四百八十四年ハ天長元年十

- 五十四代... 仁明天皇元年 一千四百九十四年、承和元年十四、嘉祥三
 - 五十五代... 文德天皇元年 一千五百十一年、仁壽元年三、齊衡三、天安二
 - 五十六代... 清和天皇元年 一千五百十九年、貞觀元年十八
 - 五十七代... 陽成天皇元年 一千五百三十七年、元慶元年八
 - 五十八代... 光孝天皇元年 一千五百四十五年、仁和元年四
 - 五十九代... 宇多天皇元年 一千五百四十九年、寬平元年九
 - 六十代... 醍醐天皇元年 一千五百五十八年、昌泰元年三、延喜二十二、延長八
 - 六十一代... 朱雀天皇元年 一千五百九十九年、承平元年七、天慶九
 - 六十二代... 村上天皇元年 一千六百〇七年、天曆元年十、天德四、應和三、康保四
 - 六十三代... 冷泉天皇元年 一千六百二十八、安和元年二
 - 六十四代... 圓融天皇元年 一千六百三十年、天祿元年三、天延三、貞元二、天元五、永觀二
 - 六十五代... 花山天皇元年 一千六百四十五年、寬和元年二
 - 六十六代... 一條天皇元年 一千六百四十七年、永延元年二、永祚一、正曆五、長德四、長保五
- 寬弘八
- 六十七代... 三條天皇元年 一千六百七十二年、長和元年五

- 六十八代... 後一條天皇元年 一千六百七十七年、寬仁元年四、治安三、萬壽四、長元九
- 六十九代... 後朱雀天皇元年 一千六百九十七年、長曆元年三、長久四、寬德二
- 七十代... 後冷泉天皇元年 一千七百〇六年、永承元年七、天喜五、康平七、治曆四
- 七十一代... 後三條天皇元年 一千七百二十九、延久元年五
- 七十二代... 白河天皇元年 一千七百三十三年、全帝二年、承保元年三、承曆四、永保三、應德三
- 七十三代... 堀河天皇元年 一千七百四十七年、寬治元年七、嘉保二、永長一、承德二、康和五、長治二、嘉承二
- 七十四代... 鳥羽天皇元年 一千七百六十八年、天仁元年二、天永三、永久五、元永二、保安四
- 七十五代... 崇德天皇元年 一千七百八十四年、天治元年二、大治五、天承一、長承三、保延六、永治一
- 七十六代... 近衛天皇元年 一千八百〇二年、康治元年二、天養一、久安六、仁平三、久壽二
- 七十七代... 後白河天皇元年 一千八百十六年、保元元年三
- 七十八代... 二條天皇元年 一千八百十九年、平治元年一、永曆一、應保二、長寬二、永萬一
- 七十九代... 六條天皇元年 一千八百二十六年、仁安元年三
- 八十代... 高倉天皇元年 一千八百二十九年、嘉應元年三、承安四、安元二、治承四

- 八十一代：安徳天皇元年 一千八百四十一年ハ養和元年一、壽永二
- 八十二代：後鳥羽天皇元年 一千八百四十四ハ元暦元年一、文治五、建久九
- 八十三代：土御門天皇元年 一千八百五十九年ハ正治元年二、建仁三、元久二、建永一、承元四
- 八十四代：順徳天皇元年 一千八百七十一年ハ建暦元年二、建保六、承久三
- 八十五代：仲恭天皇元年 一千八百八十一年ハ在位一年ナリ
- 八十六代：後堀河天皇元年 一千八百八十二年ハ貞應元年二、元仁一、嘉祿二、安貞二、寛喜
- 三、貞永一
- 八十七代：四條天皇元年 一千八百九十三年ハ天福元年一、文暦一、嘉禎三、暦仁一、延應一、仁治三
- 八十八代：後嵯峨天皇元年 一千九百〇三年ハ寛元元年四
- 八十九代：後深草天皇元年 一千九百〇七年ハ寛治元年二、建長七、康元一、正嘉二、正元一
- 九十代：龜山天皇元年 一千九百二十年ハ文應元年一、弘長三、文永十一
- 九十一代：後宇多天皇元年 一千九百三十五年ハ建治元年三、弘安十
- 九十二代：伏見天皇元年 一千九百四十八年ハ正應元年五、永仁六
- 九十三代：後伏見天皇元年 一千九百五十九年ハ正安元年三

- 九十四代：後二條天皇元年 一千九百六十二年ハ乾元元年一、嘉元三、徳治二、延慶三
- 九十五代：花園天皇元年 一千九百六十九年ハ延慶二年ナリ應長一、正和五、文保二
- 九十六代：後醍醐天皇元年 一千九百七十九年ハ元應元年二、元亨三、正中二、壽暦三、元徳
- 二、元弘三、建武二、延元四
- 九十七代：後村上天皇元年 一千九百九十九年ハ延元四年興國六、正平二十四
- 九十八代：後龜山天皇元年 二千〇二十九年ハ正平二十四年、天皇二年を以て建徳元年とす建徳二、文中三、天授六、弘和三、元中九
- 九十九代：後小松天皇元年 二千〇五十三年、天皇元年ハ此朝の明德四年南北朝合す、帝二年を以て應永元年とす
- 一百代：稱光天皇元年 二千〇七十三年ハ應永二十年ナリ、三十四、正長一
- 一〇一代：後花園天皇元年 二千〇八十九年ハ永享元年十二、嘉吉三、文安五、寶徳三、享徳
- 三、康正二、長祿三、寛正六
- 一百二代：後土御門天皇元年 二千百二十五年ハ寛正六年ナリ、帝二年を以て文正とす一、應仁二、文明十八、長享二、延徳三、明應九
- 一百三代：後柏原天皇元年 二千百六十一年ハ文龜元年三、永正十七、大永七

一百四代：後奈良天皇元年 二千八百八十七年ハ大永七年帝二年ハ享祿元年四、天文二十三、弘

治三

一百五代：正親町天皇元年 二千二百八十八年ハ永祿元年十二、元龜三、天正十九

一百六代：後陽成天皇元年 二千二百四十七年ハ天正十五年、帝六年を文祿元年とす四、慶長

十九

一百七代：後水尾天皇元年 二千二百七十二年ハ慶長十七年なり、元和九、寛永二十

一百八代：明正天皇元年 二千二百九十年ハ寛永七年なり、寛永二十

一百九代：後光明天皇元年 二千三百〇四年ハ正保元年四、慶安四、承應三

一百十代：後西院天皇元年 二千三百十五年ハ明暦元年三、萬治三、寛文

一百十一代：靈元天皇元年 二千三百二十三年ハ寛文三年十二、延寶八、天和三、貞享四

一百十二代：東山天皇元年 二千三百四十六年ハ貞享三年なり四、元祿十六、寶永七

一百十三代：中御門天皇元年 二千三百七十年ハ寶永七年七、正徳五、享保二十

一百十四代：櫻町天皇元年 二千三百九十六年ハ元文元年五、寛保三、延享四

一百十五代：桃園天皇元年 二千四百〇八年ハ寛延元年三、寶曆十三

一百十六代：御櫻町天皇元年 二千四百二十二年ハ寶曆十三年、明和八

百十七代：後桃園天皇元年 二千四百三十一年ハ明和八年なり、安永九

百十八代：光格天皇元年 二千四百四十年ハ安永九年、天明八、寛政十二、享和三、文化十四、

百十九代：仁光天皇元年 二千四百七十七年ハ文化十四年、文政十二、天保十四、弘化四

百二十代：孝明天皇元年 千五百〇七年ハ弘化四年、嘉永六、安政六、萬延一、文久三、元

治一、慶應三

百廿一代：明治天皇元年 二千五百二十七年ハ慶應三年なり、明治四十五

百廿二代：今上天皇元年 二千五百七十二年、明治四十五年御即位して大正と改元す

人倫及官職

人祖 國常立神天地開闢之神。 男女 宇泥邇神 沙泥邇神。 夫婦 伊弉諾神 伊弉冉神。

父子 陰陽の二神日月の二神を産み給ふ。 言語 伊弉諾伊弉冉二神に起る。 産兒 伊弉諾

伊弉冉二神群神を産み給ふ。 君臣別 陰陽二神群神を産み給ひ後天下の君として大日靈貴を

産み給ふ爰に君臣の別始る。 乳母 神代彦火火出命の妻神豊玉姫の御子鵜葺草葺不合命を産

みて海中に入り給ひ其妹玉依姫を遣わされ御養育成し給ふ。 朋友 神代天若彦命葦原中津國

に在て味鋌高彦根神を友とす。 皇祖 神武天皇寶算五十二の時御即位なし給ふ是我國紀元元

系圖尊重 天照大神詔に曰く豊葦原瑞穗國は吾子孫の君たる可の國なりと三種神器を瓊々杵命に授け天降給ふ是系圖尊重の始。婚姻父母承諾 神代木花開耶麻命親の計を得て瓊々杵命と結婚成し給ふ。人命救助 素戔嗚命出雲に於て櫛名田姫の八俣蛇に吞れんとするを救ひ給ふ。人斬殺 伊弉諾命迦具土命を斬る次は素戔嗚命大氣都姫を斬る。動物殺戮 素戔嗚命八俣蛇を出雲に於て斬る悪行始改心始素戔嗚命にあり。棄兒始 神代八上姫命大穴牟遲命と結婚なされ御子産れ給ひしも嫡妻須世理姫を畏れて産兒を木の俣に挿んて宇賀宮に歸らせ給ふ是を木俣神と申奉る。射殺始 神代天若彦高御產靈神の返矢に中りて神去成給ふ。禽類射殺 神代天若彦天照大神の御使の雉を射殺せり。肉食禁制 神代大地主神の時田作人牛肉を喰ふ御歳神の御子其由に至る響に唾して歸り其様を父に言上す御歳神怒て蝗を其田に放つ稻葉落て後竹に似たり是不淨を戒る始人皇に至り天武天皇白鳳四年諸國に詔して牛馬犬猿一切の獸肉を嚴禁す、著者按るに我國は古來五穀菜食を尊む事世界に冠たり近來獸肉を養生と心得食す是其誤りを悟らす衛生上害あり且つ精神界に迄惡影響を識らず知らずの間に及ぼす事豈嘆かざるべけんや現世織者の反省を促す。人質 新羅國王王子金春秋を人質とす大化二年五年目に至り新羅又金多遂を送りて金春秋と交代す白雉五年新羅王卒去するに及び人質を許し歸す是人質の始なり。非人 七十三代堀河天皇嘉承三年犯人を非人と云ふ。女帝始 三十三代推古天皇。

太子 神武天皇御年十五にて太子と成せ給ふ。親王 四十二代文武天皇の時皇子を親王とす。皇后 神武天皇紀元前一年踏鞴五十鈴媛を以て皇后と成給ふ。皇太后 二代綏靖天皇元年先帝皇后を尊んで皇太后と申奉る。法皇 五十九代宇多天皇深く佛法を信し法皇と稱す。公方 九十九代後小松天皇の時源道義足利義滿叡山に登りし時其儀式御幸に准せらる是より武家を公方と云ふ。北面 七十二代白河天皇の御宇、大臣 十三代成務天皇二年武内宿禰を以て大臣とす。大連 十一代垂仁天皇の御世物部連に公の姓を賜ふ即ち改て大連の號を賜ふ。左右大臣 三十六代孝德天皇大化元年阿部内麻呂を左大臣に蘇我倉山石川麿を右大臣とす神代天孫降臨の時天兒屋根命天太玉命天照大神の勅を奉して左右の扶翼となる是後世左右大臣の始なり。官職 天照大神粟稗麥豆を畑の穀とし稻を以て水田の穀とし又天邑君を定め給ふに始る。皇后職 神代素戔嗚命出雲の清地に於て寄稻田姫と運合して大已貴命を産み給ふ此時脚摩乳手摩乳父母の號を賜ひて稻田宮主神と云是れ皇后職の濫觴人皇に至り四十五代聖武天皇天平二年皇后職及び施藥院を置く。冠位 三十三代推古天皇十一年十二月五日冠位十二階を定め全十二年憲法十七條を制定次に三十六代孝德天皇大化三年七色十三階の冠を制定全五年冠十九階を制す天智天皇三年冠二十六階を定む天武天皇十四年正月更に爵位の號を改め十二階四十八階とす文武天皇大寶元年位階を改め一品二品三品四品是を親王の位とす一位以下初位以上三

十階を諸國諸臣の位とす後世の位階の始。執政 神代天孫降臨の時天照大神思兼命に勅して前事を取り政を爲せよと爰に始る。棟梁臣 十二代景行天皇五年八月武内宿禰に命じて棟梁の臣とす。内臣 孝德天皇大化元年中臣鎌子連を内臣とす。内大臣 三十八代天智天皇八年十月内臣鎌子連を以て内大臣とす。大政大臣 天智天皇十年春三月二日大友皇子を以て大政大臣とす。攝政 十四代仲哀天皇崩し給ひ應神天皇幼少の故を以て神功皇后政を聞召す是攝政の始なり然れ共女君なる故に誠の攝政は推古帝の時厩戸皇子を以て始とす。關白 五十七代陽成天皇元慶四年十一月八日右大臣藤原基經に詔して關白とす。大納言 天智天皇十年正月五日御吏大夫を置く天武天皇元年八月改て大納言とす。中納言 四十二代文武天皇元年大神高市麻呂を以て中納言とす。參議 天武天皇大寶二年參議を置く。八省百官 孝德天皇大化五年二月博士高向垂理釋僧旻に詔して八省百官を置く。將軍 十代崇神天皇十年九月大彥命を北陸に武停川別命を東海吉備津彥命を西海に丹波道主命を丹波に遣し各將軍として四方の國々に遣し戎夷を平く是を四道將軍と云ふ。征夷將軍 四十四代元正天皇の時多治比真人縣守をして持節征夷將軍とす。征夷大將軍 五十二代嵯峨天皇弘仁四年五月文屋綿丸を以て征夷大將軍とす。國造 神武天皇根津彥に詔して皇舟を迎へ香山嶺に表せり因て譽て倭の國造とす。縣主 神武天皇二年弟楯に猛田の邑を賜り猛田の郡主とす。宿禰 孝德天皇

の御世六見宿禰命三見宿禰命並に近く宿するにより初は足禰となし次に宿禰とし大神を齋き奉る又物部膽昨宿禰成務天皇の御世に大臣たり後宿禰となり神宮を齋き祭る。正一位 橘諸兄に正一位を授けらる四十六代孝謙天皇天平勝寶元年。贈位 四十代天武天皇五年六月物部雄君連薨去す天皇歎き給ふ壬申の年車駕從て東國に入て大功有るを以て恩を降し内大紫の位を贈り給ふ是贈位の始なり。官位贈 文武天皇大寶元年大納言正廣三大伴御行宿禰薨す正廣に右大臣を贈らる是官位を贈る始なり。海外人贈位 四十一代持統天皇百濟王に位を贈り賜ふ朱鳥七年是海外人に贈位の始。女御 二十二代雄略天皇七年稚姫を以て女御とす。右筆 源賴朝鎌倉幕府時代より。探題 九十二代伏見天皇の時北條貞時、北條兼時を六波羅より筑紫に遣し鎮西の探題とし西國の成敗を掌り反賊の押へとす又一族の内一人を長門の探題とし中國の事を掌しむ。諱 五十四代仁明天皇諱は正良以前は天皇の諱正しからず多是乳母の姓を用ひたり此帝より正し。諡 四十六代孝謙天皇の時淡海御舟と云人勅を奉神武天皇以來の諡を定めらる。陛下 秦の始皇の時代より、敬神獎勵 崇神天皇全國に詔して神明を敬せしむ、苗字 二十代安廉天皇四年に定む、四姓 源平藤橘なり五十二代嵯峨天皇弘仁五年五月八日皇子信に源の姓を賜ふ平は桓武帝の皇子一品式部卿葛原親王の嫡子大學頭從四位下高棟王天長二年間七月平朝臣の姓を賜ふ。藤は天智天皇八年十月内大臣鎌足連に藤原の姓を賜ふ。橘天平

八年十二月甲午葛原親王に橘の姓を賜ふ此他は畧す。戸籍帳 孝徳天皇大化元年九月勅令して全國に制せしむ三年を閲して成る。氏族別 天武天皇白鳳十一年臣民の氏族を八等に別つ。歸化人 七代孝靈天皇七十二年秦國人除福なる者藥草を求めんとして來り遂に歸化す次は垂仁帝三年新羅國の王子天日槍歸化す是に見る時は史は表る以上外交の深きを知る。參勤交代 徳川幕府の政にして三代將軍家光公の寛永十二年。奉行 元和元年伊豆國下田に置く次は享保二年箱館奉行を置く次は松前奉行文化四年。大老職 寛永十一年、若年寄 寛永十年。

宮室及家屋

宮室 神代伊弉諾伊弉冉二神於能呂基嶋に八尋殿を作化る是宮室の始人皇に至り神武帝大和橿原に宮室を造らせ給ふ是内理造營の始後五十四代仁明帝大内理を造り給ふ。行宮 神武帝乙卯年三月徒て吉備國に入り行宮を建て高嶋の宮と號す。樓臺 神代彥火々出見命海神宮に至る其宮城崇華玲瓏たり是樓臺の始。門垣 神代素戔鳴命出雲國に於て脚摩乳手摩乳をして八重垣を造らしめ其垣毎に八の門を造り建てしむ。屯倉 推古帝十五年毎國に屯倉を置き米を收む今三宅村あり其舊址なり是貧民の饑餓を救ふに備ふ後文武帝義倉を建つ淡路帝は常平倉を置く五十二代清和帝貞觀九年東西京又常平倉を設く古來皆仁政の致す處なり。文庫 古來あり最も顯れたるは北條越後守實時が孫越後守顯時の子金澤に住す家號を金澤と云稱名寺内に文庫を建和洵の群書を集め金澤文庫の印を押す儒書は墨印佛書は朱印を用ゆ元弘の兵亂の後其書僅に存す。記録所 七十一代後三條天皇延久元年記録所を置て國々の盛衰其他を糾し給ふ。施藥院 四十五代聖武天皇の御宇施藥院を諸國に置き民の疾苦を救ひ給ふ。産屋 神代彥火出見命豊玉姫の爲に産舎を海邊に造り鶴の羽を以て葺かせ給ふ。天守台 城中の最高樓を天守台と云三重五重あり天正四年織田信長江州安土に城を築き此時建てられしに始る。多門 長屋を多門と云松永彈正久秀永祿年間の人和州志貴の毘沙門堂の上に多門の城を築き長屋を建つ後世是の法を多門と云ふ。

居所 説明過去三百余年慶長年間以前は地方にありては板敷なく土間に藁等を敷其上に藁製の筵を敷富豪家にありて婚儀葬禮に際し疊を敷平素疊は疊で貯ふ來客の際には藁製の特別なる者又は藁製の吳座を敷くに過す坐布團更になし座所を箆に竹箆又草箆に限り古へ障子なし夜中明を取るに松の根をほり割り乾きたるを平面の石上に焚く世益々進て行燈を用ゆ土器に種油を注ぎ燈心を差込點火す明治に至り石油及ランプ出て現今電燈に替る昔は點火するに燧にて打出しホクチに遷し又是を附木に遷す又附木より他物に點火するなり故に燧箱燧袋角石ホクチを用ゆ現今は燧寸にて發火用を便す世の變遷意外なる事古へを知らんが爲唯其一部分を示すに過す。

國土名稱

國號 豐葦原千五百秋瑞穗國浦安國細幾千足國虛空見日本國玉墻內國礮輪上秀眞國以上神代の名稱神武天皇に至り蜻蛉國又は秋津洲と云ふ。國土主宰 大國主命。國土繼承 彥穗瓊々杵命天照大神の勅に依り大國主命より國土を繼承す。國土統一 神武天皇國家を統一繼承す。國郡分割 十三代成務天皇國郡を分ち縣を置次に三十二代崇峻天皇二年東海東山北陸道國々の境を定む古へ國名數百四十四嵯峨天皇に至り六十六國と改む、日本 天智天皇九年日本と國號を改む四十三代元明天皇和銅六年五月國郡の制を定め名號を付す、五畿八道 五十三代淳和天皇天長五年に始り嵯峨天皇の御宇六十六州に定む明治二年北海道を置き十ヶ一國とし明治元年奥州を割て七ヶ國とし全四年海内を擧て三府七十二縣とす同九年府縣の制を定め三府十五縣とす後亦變更あり同廿八年臺灣及澎湖島を領し同三十七八年日露交戦の結果樺太南部半島を領し同四十三年韓國を領し朝鮮とす、遷都 二代綏靖天皇元年檀原より葛城高岳の宮に遷す是遷都の始、田畑 天照大神の御時稻を以て水田の穀とし粟稗麥豆を以て畑穀とす、蝦夷官府 三十七代齊明天皇五年蝦夷に後方羊蹄郡を置く、市 大和國飛鳥の里の東西に市を設く四十二代文武天皇三年、關所 三十六代孝德二年諸國に關所を置く次に天武天皇元年不破關を置く美濃國西南平地近江の境なる山道入口要害の地故に不破關と云守る者を關守と云

依て關ヶ原の名あり、牧場 天智天皇七年近江國に多く牧場を開き馬を放つ是牧場の始、墓 神代天若彦に始る次は饒速日命神去ませし時天羽々矢及神衣帶手貫の三品を登美の庭邑に葬りて墓とす、宿驛 神功皇后二年新羅を征伏し豊浦宮に路驛を造る、池溝 十代崇神天皇六十二年河内國氷田の水枯る故に狭山に依網池を堀らしむ是池溝の始、里數 元明天皇和銅六年二月六丁を一里とし後天正十二年三十六町を一里と定む、一里塚 慶長九年二月始む豊臣秀吉の時なり、路傍並木 四十六代孝謙天皇天平寶字三年六月、櫻島 四十四代元正帝靈龜二年大隅國櫻島湧出す、小笠原島 百六代後陽成天皇文祿二年小笠原貞頼發見す、寶永山 富士山噴火寶永山現る百十三代中御門天皇寶永四年、東海道全通 八代孝元天皇五十七年十一月、城 神武天皇磯城八十梟師を討給ふ時皇軍城を造る所を城田と云大和國十市郡にあり次は天智天皇大和國平群郡に高安城を築く平安城は五十代桓武天皇延暦十三年俊工依て山背を山城と改む三十五代皇極天皇三年蘇我入鹿僭上に城を築き兵庫を造る、假山 推古天皇二十年假山を築く、燈台 相州浦賀三崎に置く慶安元年、架橋 仁德天皇十四年十一月攝國百濟郡猪甘津に架す是架橋の始、舟橋 天龍河に架す百三代後柏原天皇永正十三年、千住橋 文祿三年九月豊臣秀吉の時、日本橋 慶長十六年德川二代將軍秀忠公の時、兩國橋 萬治三年德川四代將軍家綱の時、新大橋 元祿六年德川五代將軍綱吉の時、永代橋 元祿

九年將軍綱吉公の時、吾妻橋 安永三年徳川十代家治將軍の時、厩橋 明治八年、石橋
京都三條に架す天正十八年秀吉公の時、難波石橋 大坂難波大正四年、阿部川橋 駿河阿
部川明治八年、運河 賀茂川の別流をほり高瀬船を通せしむ慶長十六年、堺大和川開穿
寶永元年東山天皇の御世、向島堤 天正二年北條氏康築く櫻植込享保元年神田上水井之頭池
より寶永年中落成、多摩川水 日本橋に來る應永元年四月、公園 明治六年東京上野及淺
草を公園とす、

神事

神樂及祈禱 天照皇大神天岩窟に籠らせ給ひし時天鋼女命眞折蔓を髮に飾り日影曼を手すきに
し竹の葉を束ねて手に持ち空槽を伏せて乳房を露し其上を踏み轟かし踊り給ひ又天兒屋根命太
玉命神言を奏す其他諸神の神役起る、祓除 伊弉諾命日向小戸の檜原の祓除に始る、
神事宗源 天孫瓊々杵命降臨爲給時天兒屋根命太玉命扶翼の臣となり則ち祭司を主る、
人皇神事始 神武天皇四年四月詔して曰く我皇祖の靈朕が躬を光助爲給ひ諸虜平き海内無事な
り以て皇靈を郊祀り孝仕せんと靈時を鳥見の山中に建て其地を號て上小野榛原下小野榛原と瓦
猶紀元前二己未年海内平定の時檀原宮に三種 器を正殿に奉安し皇靈を崇む時寶算五十後三年

辛酉の年即位す是我國の紀元元年なり亦祭政一政の基礎なり、神宮皇居分離 十代崇神天皇
六年紀元五百六十九年大和笠縫に神器を遷し皇靈を祀る、伊勢遷宮 十一代垂仁天皇廿五年
三月十日大和笠縫より伊勢の度會に遷奉る、穀 天照大神津昨戸神をして穀を植て以て日幣
を造らしめ麻積祖長白羽神をして麻を種き以て青和幣帛を作らしめ給ふ、中臣祓 神道要文
にして神武天皇の時天兒屋命孫天種子命祖神の相承の職に依て神代の古事を奏す上下万民神明
禮拜の要文なり三十四代舒明天皇の朝天兒屋根命十八世の孫常盤大連に賜て中臣の姓を以て中
臣祓と號く今大祓と云神代は神代文字にて傳へたるなり神武帝の時天種子命奏せし神文皆神代
文字なり常盤大連に至り漢字に造る其他要文數種あり、湯立始 天岩戸開の時天鋼女命天香
山の竹葉を取り持て手草と云是を以て熱湯に浴するに起る此れ誠心を盡すの誓ひなり、
天社國社 崇神天皇七年八十萬神を祭り天社國社及神地神戸を定む、伊勢齋宮 垂仁天皇御
時倭姬命齋宮に立給ふ、大嘗會齋忌須忌 神武天皇の時始る大嘗會の式は天武帝白鳳三年土
地を卜定て作田を定める事は神代吾田鹿津姫に起る悠基主基と書す皆神代の例なり佛教隆盛に
壓迫せられ中絶し百十四代櫻町天皇元文三年再興を見る、伊勢鎮坐 往昔天照大神嘗給て豊
葦原瑞穂國伊勢可佐波耶國は美宮所なりと定給て天逆大刃逆鉾金鈴を投降給ふに基因す又猿田
彦命の導にあり又金の鈴とあり神代金あるを知る凡て瓦業の事凡浴淺智の容喙お許さざる處唯

崇敬の他なし金鈴の音玲瓏たる神心爽快氣騰騰の氣を拂ふ神業なり神前鈴の始り、
 新嘗祭 二十二代清寧天皇の二年、 神主 神功皇后新羅征伐の時齋宮を筑前國船屋郡小山田
 村に作らせ給ひ吉日を選び齋宮入にらせられ自ら神主となり給ふ、 伊勢幣帛使 四十六代孝
 謙天皇天平寶字元年始て太神宮に幣帛便を制せらる 詔して中臣朝臣を於て他姓の者を用ゆるを
 禁す、 以兵器祭神祇 垂仁天皇二十七年秋八月祠官に命して兵器を以て神幣とせん事をトは
 しむに吉なり是より弓矢太刀を以て諸社に納む更に神地神戸を定め時を以て是を祀る、
 庚申舞 六十一代朱雀天皇天慶二年宮中に始る是れ史に現はる、始、 祝 仲哀天皇八年長門
 豊浦宮より筑紫に幸し給時海中に御舟止りしかは筑前國芦屋岡浦にまします 大倉主菟夫羅姫の
 神を祭らせ給はんと挾抄者倭國菟田人伊賀彦を祝として祭らせ給、 神社丹塗 春日神社を丹
 塗とす神護慶雲二年、 豊受大神遷宮 二十一代雄略天皇二十二戊午年丹波より伊勢山田へ遷
 宮し祀る今の外宮、 注連繩 天岩戸開の時諸神の祈禱に依りて手力雄命大神を窟屋より出奉
 りし時太玉命尻久米繩を其御後方岩屋に廻し奉る即ち打たぬ藁にて左に糾ひたる者是斯利久米
 繩の始、 日章旗 安政元年七月徳川水戸烈公の建議に依り日本船舶の印とし白地に日の丸を
 用ゆる事を布告す即爰に始る其後北亞米利加合衆國に使節を遣せし時旭旗を掲ぐ萬延元年又平
 清盛の扇子は日の丸なりしを見れば古へよりありしを知る、 鳥居 社前に必ず建つ神代天岩

戸開の時諸神謀りて木を立て常世長鳴鶏を置き鳴しむ、是鳥居の始後世嶋木罹指藁座等種々に
 造る、 春日祭 五十五代文徳天皇天安二年、 八幡宮 男山に祭る五十六代清和帝貞觀元年、
 平野祭 六十五代花山天皇寛和元年、 大祭日 昔は五節句を上下共祝日とす明治五年現今の
 大祭日に改む、 千社參 六十五代花山天皇西國三十三箇所を巡拜し給ひ美濃谷波にて印の札
 を納められしに始る(千ヶ寺參は日蓮信者寺院を巡拜す) 神輿 七十四代鳥羽天皇永久元年
 山門の大衆神輿を陳頭に振ふ神輿の始。

年中行事

元旦慶賀 一代神武天皇紀元元年正月元日皇子、大夫、臣連、伴造、國造等を率ひて賀正朝拜
 及建都踐祚の式皆爰に始る、 開松 六十八代後一條天皇寛仁元年正月、 四方拜 五十九代
 宇多天皇元年に始ると雖神道萎微中絶して振はず、 若菜正月上の子日の若菜を奉る事宇多天
 皇寛平年間より又は正月七日七草粥を食する事醍醐天皇延喜十一年正月七日後院より七種の羹
 を供すとあり即ち食すれば無病にして邪氣を拂ふ七種とは芹、薺、御行、菘、佛座、菘、蘿
 荷を云ふ、 小豆粥 正月十五日小豆粥食す寛平年間より、 雜祭 三月三日三十三代敏達天
 皇二年。 灌佛會 四月八日釋迦誕生日五色の水又は甘茶を煮て佛像に浴する仁明帝承和七年

菖蒲祭 四十五代聖武天皇天平十九年五月詔して百官悉く菖蒲の鬘を頭上に挿む万一挿まざる者は宮中に入るを禁せらる此風俗婦女子に及び菖蒲を頭上に挿めり。競馬 正月五日賀茂の神事あり廿九代欽明天皇の御宇祭禮に馬二疋宛揃へ趨らしむ朔日より足揃の稽古す古へは下賀茂にも有しと云皆氏人乗馬す先驅を勝とす中絶して又堀河天皇天下の御祈願成就して寛永七年始む。夏越祓 天武天皇白鳳三年六月晦日神式に行ふ。乞巧奠 七月七日夜牽牛織女の二星を祭る時果物を奉る此日衣服及書類を曝す孝謙天皇天平勝寶七
孟蘭盆 七月十三日より十五日迄祖先の靈を佛式にて供養す三十七代齊明天皇三年七月十五日須彌仙の像を鳥飛寺の西に造り孟蘭盆供養す畧して盆と云四十五代聖武天皇天平五年より上下一般に行はる。

八朔 八月朔を祭る頼の朔日とて他人に物品を贈る風習存す後深草帝の建長年間始る後徳川家康江戸城に移り此日を關東入國の日と稱し大小名直參の諸候白帷子を着て登城し將軍に祝詞を奏す是例となり八朔の白帷子はより始る。

十五夜並ニ放生會 大隅日向朝廷に背く宇佐宮の禰宜宣旨を承りて軍を起し征伐す多く人を殺す依て八月十五日の祭を以て放生會を行ふ四十四代元正天皇養老四年
十三夜 九月十三日夜月を賞す六十代醍醐天皇延喜年間より。

冬至賀 聖武帝神龜二年十一月巳丑天皇大安殿に御し冬至の賀を受く後桓武天皇延曆三年冬至の賀を開き田租を免す。

節分追儼式 四十二代文武天皇大寶三年諸國大に疫疾流行百姓多く死す始て土牛を造り大に儼す。

大祭日 明治五年始る、一月一日四方拜、同三元始祭、同五日新年宴會、二月十一日紀元節
四月三日神武天皇祭、七月三十日明治天皇祭、八月卅一日天長節、十月十七日神嘗祭、十月卅一日天長節祝日、十月廿三日新嘗祭とす、明治十一年六月春秋二季の皇靈祭を定め、大祭日に加ふ三月廿一日春季九月廿三日を秋季皇靈祭とす、天長節は御代に依りて變更す。

時刻鐘 天智天皇十年夏四月廿五日漏刻を新臺に置き始て時刻を打つ鐘又大鼓を用ゆ十二時を打つ十二時とは今の正午を指たるにあらず古昔は晝六時夜六時なり又漏刻を造り時を計りたるは帝即位前二年齋明天皇六年天皇太子の時作りて用ゐられ給ふ。
午砲 明治二十年勅令を以て定ゆらるに始る。

禮儀

禮儀 神代伊弉諾伊弉冉二神夫婦道始にあり。

膳夫 神代櫛八玉神膳夫となり、大國主命に事へ給ふ。

禮式 三十六代孝德天皇定め給ふ後、御醍醐天皇の御宇、甲州源氏小笠原信濃守貞宗なる者、弓馬術射禮皆衆に超ゆ依て昇殿を許さる、弓馬の故術を勅問あり、委細に勅答申上ぐ、帝叡感深く、諸皇子の御師範役を命せられ、信濃國の守護職を許され、從五位下に叙せらる、貞宗の玄孫に兵庫之助長秀と云ふ者あり、將軍義滿公に奉仕す、此時今川左京太夫氏賴、伊勢平氏武藏守滿忠、小笠原兵庫之助長秀の三人に仰せて、武家の禮法を定められしむ、三人家々の秘傳世の古禮を參考して一書を撰で、上る名て三議一統之當家弓法集と云ふ、青蓮院是を清書して一七日に書き立て、天下に廣む、是より小笠原家倭禮の家として、代々將軍に仕へて、天下の師となり、普く世に用らる、小笠原和禮の始なり。 婚儀 神代天照大神の御子正哉吾勝々速日天忍穗耳命、高皇產靈神の女、栲幡千千姫命を娶る、此時婚禮儀式始る。 拍手 四十一代持統天皇四年五月、天皇御即位式舉行之時、公卿百寮羅列し、禮拜し、拍手せり、是拍手の國史に表はる始なり。 茶禮 百二代後土御門天皇文明十一年十一月、足利將軍義政其子義尚に世を譲り、東山の東求堂に閑居し、北山の金閣に准して、銀閣を造りて、東山殿と號す、古器古書を玩び、又茶器を集めて、光陰を送る、茶會の禮儀即ち茶の湯の禮法等愛に始る。 葬儀 神代天若彥矢に中り、神去せし時に始る、人皇に至り、垂仁天皇の御代に土偶を以て殉死に代へしむ、後孝德帝の時、葬儀の法定す。 火葬 文武天皇三年三月、僧道照遷化す

七十二歳なり、弟子等遺言に依り、栗原に火葬す、又全帝大寶元年十二月癸酉、持統上皇を飛鳥岡に火葬す、是天子火葬の始なり。 喪 神武天皇崩御し、後三年間、位を空ふして、綏靖天皇孝性純深を盡して、心を哀葬に留め給ふ、四十九代光仁帝の時、三年喪を一年とす。 帶劍 神代に始る、唐の淮南氏曰く、君子國の衣冠して、劍を帶ぶと、我國の事を記せり。 笏把 四十四代元正天皇養老三年、職事主典以上、笏を把らしむ、五位以上は牙の笏、六位以下は木の笏とす、大同四年、五位以上通して、白木の笏を用ゆ。 即位式 神武天皇橿原に御即位成給ふに始る。 重祚 三十五代皇極天皇重祚成給ひ、齊明天皇と申奉る、是重祚の始。 讓位 皇極天皇位を孝德天皇に讓給ふ、是生存中位を讓る始なり。 五節舞 天武帝吉野の瀧宮に坐しける時始る。 田樂 七十三代堀河天皇元年、田樂なる者流行す、帝詔召し、御所に召れ、御覽せられ給ふ。 八幡宮 五十六代清和天皇貞觀元年、男山に祭。 平野社祭始 六十五代花山帝寬和元年。 春日祭始 五十五代文德帝天安二年。

佛門

佛敎傳來並僧始 二十九代欽明天皇十三年、百濟王僧道深、外七名及佛像經論を獻す、佛及僧の始。 寺建立 欽明帝十三年、大和國高市郡古市村の西琳寺なり、即ち蘇我稻目の邸宅なり。 尼僧 三

十代敏達天皇六年十一月百濟王我國の使大別王歸國に付て比丘尼を獻る。尼寺 敏達帝十三年蘇我馬子司馬達等の女島を出家せしむ時に歲十一善信尼と云ふ百濟に渡り崇峻天皇三年二月歸國し尼寺を建つ。法華經 敏達天皇六年支那より渡る。門跡 醍醐帝御室を仁和寺に造り門跡と云ふ。佛舎 毎戸に佛舎を置かしむ三十九代弘文天皇白鳳十三年。法勝寺建立七十七代白河天皇永保三年。灌佛 仁明帝清涼殿に灌佛す承和七年四月八日。西本願寺大坂に建つ元祿六年。佐比河原 山城國紀伊郡佐比の里にあり百姓埋葬の地とす。貞觀十三年。盆燈籠 八十六代御堀川天皇寬喜三年。大佛 四十五代聖武天皇天平十五年十月造營を始め孝謙天皇天平勝寶四年四月大佛像成る開眼す是南都大佛なり五十五代文德帝齊衡二年五月大地震にて首落ち五十六代清和帝の時修造す。塔 敏達帝十四年二月蘇我馬子宿禰塔を大野の丘の北に建つ是佛塔の始。九重塔 舒明帝百濟川の邊に九重塔を立つ。受戒 三十二代崇峻天皇元年蘇我馬子百濟の僧をして受戒の法を問ふ。戒壇 四十六代孝謙天皇天平勝寶五年正月唐沙門鑑真來る四月戒壇を東大寺に築く。一切經 四十四代天武天皇二年三月書生を集めて始て一切經を河原寺に寫さしむ。山伏 役之行者小角と云ふ四十二代文武天皇御宇の人大和と大峯駿河富士を始め全國高山の嶺を究め猛獸大蛇を降伏し神變不思議の術あり人の讒言に逢ひ伊豆の大島に流されしが忽ち免され各國に修行す遷化の後神變大菩薩と謚號を賜ふ

淺草觀世音 三十三代推古天皇三十六年三月十八日建立。建長寺 北條時賴建長寺を建つ八十九代後深草天皇建長元年。回向院 明曆三年江戸大火焼死者十萬八千人徳川四代將軍家綱公の時萬治三年建つ。千躰佛 孝徳天皇白雉元年漢山口直大口勅に依て千躰佛を刻む是千躰佛の始。銅繡佛 推古天皇十三年誓願を發し鞍作鳥に命じて銅繡丈六の佛像各一軀を造らしむ。僧 崇峻天皇三年司馬達等の子多須奈出家し徳智法師と云是我國人僧の始。聖武帝治世二十五年位を皇女高野姫に譲り出家し給ふ天子出家の始又人臣僧の始大政大臣兼家一條帝の御宇出家せらる。

武門武具

矛 神代伊弉諾伊弉冉二神の時天之瓊矛あり天逆太刀逆鋒 天照大神宮の時備はれり。杖 神代白杖と云神幸の時前拂非常を防ぐ具なり又伊弉諾命御杖を投給ふ事あり。弓 神代輪玉の造所 天香弓地羽々矢と云。弓用始 神代天若彥命雉を射せしに始る。劍 神代伊弉諾命帶せる十握劍に始る人皇に至り垂仁天皇三十九年十一月五十瓊敷命劍一千口を作る是史に表はる始。刀 天照大神の時天目一箇命刀及斧を造る。戰爭始 神代建御雷命と建御名方命に始る。戰鬪平定 建御雷命建御名方命を追ふて洲羽國(今信濃國諏訪)湖の邊に到りて降

伏成給ふ。甲冑 神代に起る神武天皇用ひさせ給ふ。槍 中大兄皇子(天智天皇)長槍を持
 給ひし事あり後世の槍は楠正成の發明なりと云ふ。陸軍 天孫今紀伊國より日向國高千穂
 に都を移す時文武百僚を率ひ右先隊建御雷命左先隊經主命左右兩翼たり。人皇戰爭 神武天
 皇日向國に兵を起し吉備國に三年是より浪速河内を過ぎ大和國に入り孔舍衛坂に長髓彦と戦ひ
 給ふ人皇戰爭の始。火戰 神武天皇の時八十梟炭坂に焮炭を置く。武藝 二代綏靖天皇武
 藝人に過ぎ給ふとあり此時に既に武藝あり後桓武天皇延暦五年諸國に令して武藝に秀し者を用
 ゐらる是武藝者採用の始。陳法博士 陳法博士を諸國に遣し教へ習はしむ持統天皇七年十二
 月。八陳九地 天平寶字四年十一月授刀舍人春日部三關中衛舍人土師宿禰關成等六人を遣し
 大貳吉備朝臣眞備に就て諸葛亮が八陳孫子が九地及結營向背を習はしむ。騎射 神武天皇の時
 騎射の事始る。武田流軍術 小幡勘兵衛に始る父は甲州の士小幡又兵衛豊後の子なり父は天
 正三年武田勝頼滅亡の時病死す其時九歳なり才智非凡なり家康尋ね出し用ひ十六歳にて武者修
 行す慶長五年關ヶ原の戰爭に功あり伊井六郎に従つて佐和山あり益々兵術を究め人の師と成。
 武者修行 武田の舊臣小幡勘兵衛景憲武術修行の爲諸國漫遊す天正十年。柔術 又は手搏
 と云ふ唐の陳元贊と云者江戸麻布國正寺に於て浪人福野七郎右衛門磯貝次郎右衛門三浦與次郎
 右衛門と共に大に研究す萬治年間に始るとあり然れ共此時始りたるにはあらず是れ以前正保四

年出版の海草の和歌に曰く「我れなどはやはらとる手や棒などをあらまほし」と云ふ句あるを
 以て明らかなり此頃より柔術盛なりしならん其淵源は上古相撲に始る即四十八手あると云。
 演習 天智天皇七年近江國に於て演習す。騎兵 天智天皇乘馬兵を創始す。兵政司 天智
 天皇兵政司を置く白鳳五年。參謀 持統天皇七年陳法博士を置謀士を集む。幕府 建久三
 年源頼朝征夷大將軍となる幕府を相州鎌倉に開く。劍名始 神代伊弉那岐命帶給しを十握劍
 と云ふ次に素戔嗚命の八俣蛇を斬りたるを天蠅斬之劍と云ふ又は蛇の韓鋤と云ふ蛇の尾より取出
 せしを都牟刈之太刀又は天叢劍と云ふ。海外征伐 神功皇后三韓を征伏し給ふ紀元八
 百六十一年。鑄 天孫降臨の時天忍日命奉持して御前に立て先驅す其他種々の武器あり。
 的 十六代仁德天皇十二年高麗國鐵的を獻る諸人は是を射透す者なし時に臣の祖盾人
 宿禰射透す高麗人見て大に恐る是射的の始。楯 天照大神の時彦狹狹神盾を造る是を百八十
 縫の白楯と云ふ。鐵 人皇に至り日本武命着給へり又神功皇后三韓征伐の時姪姫なされ御鐵
 の脇合さりし故鐵の革摺を切て御脇のあきたるに當てさせらる夫より鐵の脇楯始る後桓武天皇
 延暦十年大宰府に勅して鐵冑を造らしめ給ふ。旌旗 神功皇后三韓征伐の時旌旗日に輝とあ
 り此時既に軍旗あり。火箭 欽明天皇十五年二月新羅叛く征伐せられし時筑紫の物部莫奇委
 沙奇能く火箭を射て其月九日酉の刻城を焚て是を抜くとあり。鐵砲 四代後奈良天皇天文十

二年八月廿五日大隅國種子島西村の小浦に異國の大船漂着す船客百餘人容姿異なり言語通せず何國人なるを知らず其中に大明の儒生一人居たり五峯と云ふ此時西村の司に織部丞と云者文學に達す五峯と筆談して南蠻の商人なる事を知る全月二十七日異船を導て赤尾の木津に入らしむ島司種子島時堯船中を點見し禪僧忠首座と云者に筆談せしむ賈胡の長二人あり一人を牟良叔舎一人を喜利志多孟太と云手に三尺ばかりの物を携ふとあり是鐵砲にして時堯買ひ取る鐵砲爰に始る我國製造は數年の後。水雷火 天正十一年以太利の技師ラムベリー氏發明す。魚形水雷 我文久二年ホワイトベツト發明す。大砲 葡國人大砲を貢獻す天文十九年後五年をへて葡國人來り鑄造及射撃法を練習す。洋馬洋術 和蘭人波斯爪哇馬を獻す享保十年。傍裝雷火銃 片井京助創製す天保四年。洋式砲製造 信州松代藩佐久間象山嘉永元年。船艦 購入 船艦を佛蘭西に購ふ嘉永六年。無煙火藥 明治二十八年櫻井平吉發明す。六鎮臺 六鎮臺を置き八道の兵備を分割す明治六年。海軍 神武帝東征の時舟師を率ひ給ふに始る。海軍律 を定む明治七年。陸軍參謀局を廢し更に參謀本部並に監軍本部を置く明治十一年。憲兵廳及憲兵を置く明治十四年。陸海軍の事故擧に違あらず略す。

外交

外交 神代鸕鷀葦葺不合命の時周の時天下泰平越賞獻三白雉倭人貢鬯草とあり又成王の時越裳獻雉倭人貢鬯とあり周及成王の時は紀元前鸕鷀葦葺不合命の御時なり。朝貢始 十代崇神天皇六十五戊子年任那始て貢を獻す次で新羅百濟貢を獻す次は十一代垂仁天皇八十八年新羅の歸化人天日槍の曾孫清彥寶物を獻す。遣唐使 垂仁天皇八十六年初て中國に使を遣す後漢光武帝の未年に當る次は推古天皇十五年七月大禮小野妹子を隨に遣す鞍作福利を通辭とす其時の書に曰く(日出處天子書致三沒日處天子無恙哉)或書に云先年唐使來聘す書狀之文意不禮之點あり依て此文意を送ると云へり。上表 三十三代推古天皇二十九年新羅朝貢す表書を以て使の旨を奏す是表を上る始なり。唐使朝貢 三十八代天智天皇三甲子年唐使來聘萬物を獻す。西亞 五十六代清和天皇貞觀十四年西亞の使來る後又百十四代櫻町天皇明和六年齊人阿波に來る。英國 百十代後西院天皇寬文十二年通商を乞ふ。渤海國來聘 四十五代聖武天皇神龜五年渤海國朝貢す是より逐年朝貢せり。明使 九十八代後龜山天皇文中二年明使始て將足利義滿に謁す。朝鮮通商 朝鮮始て宗氏と通商す百一代後花園帝嘉吉二年。葡國 百四代後奈良帝享祿三年葡國商船豐後に來り大友氏に貿易す。耶蘇教 後奈良天皇天文十七年葡人耶蘇教を傳ふ翌十八年墨船始て來る。居留地 織田信長長崎に葡國人居留地を定む永祿九年。西班牙 船長崎へ來る後水尾帝寬永元年。印度貿易 高砂德兵衛

印度に至り貿易す百七代後水尾帝寛永三年。地球一週。舟頭佐平其他數名風波に洋中を流され地球を一週し、西亞の使と共に歸國す十八代光格天皇文化元年是地球一週の始。米船亞米利加船肥前へ漂着す全年英船蝦夷に來る光格天皇寛政九年後六十九年をへて嘉永六年米國へルリ相州浦賀に來る全年英船來る。蝦夷舟運。堀田仁助蝦夷舟運始む寛政十一年。朝鮮の使を對馬に置いて受く以後例とす光格天皇文化二年。丁抹。百十九代仁光天皇弘化三年。砲臺。外交益々危險復雜となり相州浦賀に砲臺を嘉永元年肥前五島及松前福山等に堡を築く嘉永二年又砲臺を神島及佐渡相川に築く嘉永二年。氣船貢獻。佛蘭西氣船を貢獻す勝麟太郎就て操縦の法を學ぶ安政二年。條約。米露英佛蘭五國と通商條約を結ぶ安政五年以後現代に至る迄改約する事屢なり。橫濱港。安政六年橫濱港を開く。生糸及蠶種。生絲及蠶種を輸出す安政六年。遣米使。國使始て亞米利加に發す萬延元年。留學生。英露佛に留學生を送る慶應三年。博覽出品。佛蘭西巴里博覽會に出品す慶應三年。各國條約。西班牙瑞典及澳太利亞と條約を結ぶ明治二年。英太子。英國皇太子來朝明治二年。歐米派遣。岩倉貝視等を歐米各國に派遣す明治四年全年清國及布哇と條約成る。露界定。樺太島と露西亞と國界定まり十一月樺太と露領千島と交換條約成る明治八年。海路開。郵船會社始て支那上海航路を開く明治八年。朝鮮。特命全權大臣黒田清隆朝鮮と條約を定め歸る明治九年、布哇皇帝來迎

交通機關

す同十四年、國製軍艦始て歐洲に回航す同十七年、日佛間郵便爲換條約なる同十八年、日墨條約成る二十一年、日獨通商航海條約調印二十九年四月、日丁通商航海條約調印二十九年五月、日蘭條約調印二十九年九月、日秘通商航海條約調印三十年一月、日伯修好通商航海條約公布三十年二月。新航路。郵船會社歐洲新航路を開三十年八月。改正條約。瑞典諾威白耳海和蘭瑞西班牙葡萄牙智利等各國と改約三十年、日暹條約公布三十年一月六日、萬國郵便聯合條約發表三十一年十二月十九日。雜居。内地雜居及改正條約實施明治三十二年七月十七日。

舟 神代伊弉諾命鳥磐樟船を用ゆ後神武天皇東政の時舟師を率ゆ其後崇神天皇十七庚子年諸國に命し船舶を造る是官命造船の始。車 二十一代雄略天皇の卷に輿皇后上車歸とあり是車の史に表る始後山城國宇田村に遷都の時牛車を乘車用になされたり次は四十代天武天皇、詔して車を造らしめ給ふ。籠輿。九十六代後醍醐帝笠置山に御避難の隆公卿六十一人民家の籠にて棒を付け百姓に荷はしむ元弘元年。ちよき舟。兩國橋の笠屋利兵衛發明す百十代後西院天皇明曆二年。大八車。江戸大火の時明曆三年大人八人の用を爲を以て號く。辻籠。元祿の末江戸に始る百十代東山帝の世。飛却。京都大坂間天明二年官許。人力車。東京の人泉要

介鈴木徳次郎高山幸助三人の工夫明治三年官許母衣は東京芝區十五番組の中年寄内田勘兵衛の考案。鐵道汽車 東京横濱間蒸汽車開通明治五年。電信北亞米利加のモヲルス氏發明西曆一千八百四十四年我國にて東京横濱間開通明治二年。海底電線 丁抹公使日清間に敷設明治四年次は朝鮮に敷く明治十七年。鐵道馬車 東京新橋日本橋間明治十五年六月。郵便 京都大坂間に開く明治五年。運輸會社 共同運輸會社創設す明治十五年日本郵船會社明治十八年創設す。電話 工部省に設く明治十一年六月。乗合がた馬車 孝明天皇文久年間居留外人横濱と東京外國公使館との間に用ゆ邦人にも乗車をなさしむ次に横濱箱根間に外人の手にて營業を開く我邦人の手に成りしは明治三年東京横濱の職工等協力して馬車を造り漆塗とす明治八年全く營業起る現今は汽車電車自動車等の爲地方僅に其影を存るのみ。自轉車 十五世紀頃創世最初は四輪車次に三輪車次に一千八百八十五年に至り二輪車となる最初は更に實用に適せず後護模輪を用ゆるに至る然れ共初めは空氣を入れたる者にあらず空氣入護模輪は千八百八十八年英國ヘルアストの獸醫ダンロツプの發明我國に輸入は明治十四年印刷局に三輪車の到着せるを始めとす當時は遊戯に止るのみ初は木製なり明治二十八年頃より全く流行す三十四年度には五拾餘萬圓の輸入あり。電車 西曆千八百三十五年起る千八百七十九年に至り實際は獨逸人シイメンス電動機を用ゐて運轉す我國にては明治二十三年東京上野に於て第三回

國勸業博覽會を開きしとき始めて上野公園に敷設して試運轉す全く實用せしは京都電氣鐵道會社明治二十六年京都七條南禪寺間に敷設二十八年一月開業是嚆矢なり次は東京鐵道馬車會社を改めて品川新橋間を電車とす次は數寄屋橋より神田橋に至る全三十六年。自動車 横濱ブルール商會に於て自動車を輸入運轉するを嚆矢とす明治卅四年東京に入り始めて三井吳服店にて運轉す三十六年。蒸氣石油瓦斯電氣機關 各種あり西曆千三百餘年前に起るアレキサンドリアのヒーローと云ふ人なり當時は甚だ不完全にして唯玩具に過ぎず後世年を逐ひ數人の學者技術者に依りて研究を重ね後又英國のデエームスワットによりて發明せらるワットは西曆千七百年代の人にて父子共に相繼ぎて漸く成功す瓦斯機關は西曆千八百六十年レニオールの發明なりしも現今の者とは形を異にして甚だ幼稚なり今日多く使用せるはオットーの考案にかゝる者にしてレニオールと同時代。蒸氣船 西曆十六世紀の西班牙の海軍士官ガレーなる者火機にて進行する舟を造りてカロロ五世に獻じたりされ共當時の氣船は西紀千八百七十年米國人ロバートフルトンの發明にして同年八月四日バトソン河に浮へてニウヨトクとアルバニーとの間に運轉せしを始とす我國にて汽船使用徳川幕府安政二年和蘭及英米兩國より得たるを嚆矢とす初は船の兩腹側に大車輪ありて外部に見れ車輪に依て水を後方に蹴ね船體を進行す。電話 西曆千八百七十四年より七十六年に亘り米人アレキサンダーグラハムベル發明す後ヒュース及エヂ

ソソ種々改良を加へたり我國に輸入せしはベル氏發明の翌年即ち明治十年にして所謂磁石電話と云者なり。無線電話は最近の發明其効力著るしきが故歐米各國競ふて是を實用に供せんと會社を組織す我國は明治三十三年頃海軍省にて試験に従事す著々好績を現し是を軍艦に設置し各軍艦日々に對話するを得たり。無線電信 遞信省電氣試驗長淺野應助氏無線電信を發明す三十年五月是より先き二十九年七月頃伊太利人マルコニー氏無線電信マルコニー式を發明せしが我國淺野氏の發明とは別物なり。飛行機 所澤に於てクナデー式單葉飛行機フルマ式復葉飛行機を操縦す明治四十三年十一月。飛行機實戰始 大正三年九月歐洲連邦大戦の際日本加戦し獨逸に對し海軍飛行機を敵地に飛行し無線電信所海兵團等に爆彈を投下し大損害を與ふ是飛行機實戰應用の始。飛行機外來始 伊太利國マシエロ中尉フェラリン中尉羅馬より飛行機に乗して東京代々木に着す大正九年五月三十一日なり次は世界一週の英國飛行機霞ヶ浦に着す大正十三年七月七日。飛行郵便 大正十四年四月十四日規則内容發表す同月廿日より東京大阪又大阪福岡間を營業開始す東京發は火木土曜日大阪發は月水金曜日とす。

飲食物

飯焚始 神代木花開耶姫命始飲食店營業は北條氏鎌倉時代大阪に始る。酒釀造 木花開耶姫命

狹名出の稻を取り酒解神に勅して酒を釀造し嘗す是を天甜酒と云又素戔嗚尊出雲に於て脚摩乳手摩乳をして八醒の酒を造らしむ。漁業 神代大已貴命の御子事代主命出雲三穗崎に至り釣魚す人皇に至り神武帝の御世既に梁を用ゐて魚を取る者あり。飴 神武天皇の御代飴を製造す。氷 十六代仁德天皇六十二年五月額田大中彥皇子鬪鷄と云處(攝津國武庫郡にあり)兵庫の北に出獵の御時氷を奉る者あり此時貯藏法を問給ふ此者答へて曰く此山に窟あり土を一丈餘掘り枯草を敷き氷を納れ其上を草にて覆ひ土を厚く置く時は夏季能く保つと言上す即ち氷を御覽ありて甚だ歎感ましましけり是氷獻納の始後諸國に氷室を置かれ給ふ。氷製造 横濱の中川嘉兵衛北海道に始む明治五年是製氷の始なり。茶 五十二代嵯峨天皇弘仁二年諸國に茶を植へしむ九十二代後醍醐帝の御代建仁寺開山千光國師拈尾明惠上人入唐し歸朝す此時又茶の種を持來り筑前國背振山に植へたり是を岩上茶と云ふ是より拈尾に植へ又宇治に移植す蕎麥 五十四代仁明天皇承和六年七月畿内の國司に令して蕎麥を諸國に植へしむ蕎麥は土地肥瘠に係らず收穫あり殊に短日月間に成稔す年二回の收穫あり是蕎麥の史に表はる始。蕎麥屋 營業は百七代後水尾帝の寛永頃は菓子屋にて製造す元祿の末二八看板顯れ獨立す。饅頭 建仁寺の二世龍山禪師入元す其時彼國に林淨因と云者あり龍山の弟子となり與國二年歸朝するに臨み林淨因師に従つて來る此人中華にて饅頭を製す歸化して姓を鹽瀨と改め奈良に住し饅頭

を製す是を奈良饅頭と云ふ是饅頭の始なり。魚商 五十五代文德天皇天安二年堺の商人市右衛門なる者始む。八百屋 五十九代宇多天皇寛平四年百姓京都に始む。豆腐屋 四十九代光仁帝元年筑前博多に始る。甘藷 百七代後水尾帝徳川三代家光公の寛永二年薩摩國山川村住人利右衛門流球より持來り植ゆ後青木文藏東國に植しむ延享元年元は外國より流球に舶來せし者なり故に流球芋と云ひ又東國にては薩摩藷と云ふ。芋切干 遠州榛原郡白羽村栗林庄藏寛政七年生れ明治四年七十七才にて死す常に薩摩芋を商業とす廉價にして重量なるを患ひ天保年間苦心の結果切干の發明あり。醋 我國古へより製す後深草天皇建長二年記に和泉郡御醋莊貢醋とあり和漢三才圖會に醋諸國皆造之泉州兵庫爲良相州駿州亦出名醋とあり。寒天 百十代後西院天皇萬治元年冬薩摩候山城國伏見の驛館に泊りし時從者瓊油を食膳に供す餘の地上に放棄せし物數日後凍りたるを見て奇とし是より創製す専ら嚴冬に製造す故に當時の歸化僧隱元なる者寒天と命名す是れ海草を以て製す又寒心太と書す。烟草 西曆千四百九十二年十一月コロンブス亞米利加發見の時其一行キユバ嶋に至り土人烟草喫用せしを見る其後千五百二十五年イスパニヤ人タバコ嶋にて發見す種子を本國に持ち歸り栽培す是より漸次歐洲各國に擴まる日本にて喫烟せしは百五代正親町天皇永祿年中なり後喫烟者多く慶長十年奥川僻境迄傳播す有害無益の故を以て今年禁烟令を發す然れ共猶止まず元和年間煙草の栽培及賣買を禁

す即 煙草を作る者は町人は五十日百姓は三十日籠舎を命ず又賣買する者も同罪なり又過料として鳥目百文出さしむ。鮭屋 一千年前に製造す鯛春鮭は伊勢より鮭鮭は近江及筑前筑後より阿米魚鮭は遠江より鰻甘鮭は若狭より鮭鮭は讃岐より貢献す。饅頭屋 寛文二年百十代後西院天皇の御世。汁粉屋 足利義政の時京都に營業始る。天麩屋 天明年間大阪の商人利助なる者藝妓を連れ江戸に逃げ來り山東京傳なる者と相談し魚類を胡麻揚げとして賣る京傳曰く汝は天竺浪人なりふらりと江戸に來り賣り始むる故に天竺浪人の天即ち揚るなり又ふらりと來る故麩羅の二字を用ゆべし即ち麥粉に羅をかくと云義なりと爰に始る。醬油 四十二代文武天皇大寶年間比之保と云者あり後又足利義晴の時京都に營業始る。魚市場 後陽成天皇慶長九年日本橋に始る。青物市場 土地を埋め立つ後陽成天皇の御代名主五郎太夫多町に始む。砂糖 四十七代淳仁天皇天平寶字三年二月二十六日献納す營業は近衛帝の時京都に始る。蒲鉾 製造は今の竹輪なり開業は慶長十一年。蒲焼屋 普は丸焼に鹽を附ける肉を開きしは百年後の元祿の頃江戸尾張町の大和屋なり。烏鍋屋 桓武天皇延暦五年京都に始る料理屋 百十一代靈元天皇和年間江戸淺草町に始る徳川五代綱吉公の時。牛乳屋 三十六代孝德天皇の時吞み始たるも中絶せり現世又隆盛を見る。牛肉屋 長崎港に始る安政二年。蓬餅 五十五代文德天皇の御宇攝津國豐島郡母子村永澤寺開祖より始る。味噌 太古にあり

營業は延喜元年京都に始る。甘酒屋 十五代應神天皇十九年十月大阪に始。菖菘 百三代後柏原天皇大永三年豊後の臼杵。屠蘇 一年中の邪氣を拂ふと稱す五十二代嵯峨帝弘仁年間始る陛下に置かせられても元旦四方拜後典樂頭より屠蘇酒及白散を献する習あり屠蘇とは山椒、防風、肉桂、桔梗、白朮等を調合し紅帛の鱗形の袋に入れ酒中に浸し新年に用ゆるなり又は椒酒と云ふ。菓子製造 九十四代後二條天皇乾元元年京都に於て始む。漬物屋 漬物太古にあり營業は足利義政の時。乾物屋 百三代後柏原帝永正三年大阪に始る。鹽 神代鹽土翁に始る此神伊弉諾命御子なり。澤庵漬 澤庵和尚考案す寛永二十年より。佃煮 江戸吳服町稻荷新道の青木才助製造す安政五年。半平 慶長年中駿府の膳夫半平製造す。煎豆屋 營業は百十四代櫻町天皇元文二年江戸小田原町に始る徳川八代將軍吉宗公の時。麩麩 製造は百十三代中御門天皇享保年間にして當時は麥粉を甘酒に捏て製造す次は明治七年横濱に始る會席料理 寛政元年名古屋に始る。酌酒屋 明治三年横濱に始る。

職業物品營業

番匠祖 神代手置帆負命彦狹智命に始る。屋根葺 神代天津彦火々出見命の御時。土器 神代天香山の社内の土を採り以て天平砦八十枚を造り竝て嚴砦を造り天津神地津神を敬ひ祀る後

世瀬戸物の始。盾縫祖 神代彦狹智神。漁業 神代事代主命出雲の三穗崎に釣魚す。櫓 神代木花開耶姬命の時及素戔鳴命の時。輪 神代石凝姥命治工の時天八瑞河上に天堅石を取又真名鹿の皮を剥ぎ天羽輪を造る。端出之繩 天照太神の御時岩戸の前に張る是注蓮繩の始なり。釣 神代彦火火出見命の御時。籠 神代鹽土翁彦火々出見命のために大間鹿籠を作る又は堅間と云ふ今の籠の始め。乗炬 神代伊弉諾命湯津瓜櫛を取て雄柱を引き以て乗炬とす後世松火の始。庭燎 神代岩戸開の時庭燎を上げ給へり。假度 素戔鳴命の時脚摩乳手摩乳假度を作る。機 神代天照太神天御衣織女命御表を織らしめ給ふ又衣服織の祖は栲幡千千姫命。衣服冠 伊弉諾命伊弉冉命の御時既に整ふ。木綿祖 神代天日鷲命木綿を造り給ふ。梭 機と共に時を同ふす。養蠶 神代天照太神の時雅日姬命に始る。靴 神代に始る又藁にて造る。草履 神代に始る藁にて造る後世秦の黃帝の臣家於則草履を造り唐便是を貢る。手襪 神代天岩戸開の時天鈿女命天香山の天日影鬘を手襪にかく。紐 神代玉の緒あり糸は何にて造りしや不明人皇に至り垂仁天皇の御世紐小刀あり古代の上衣は紐を以て裝飾とせる者多し。結肌帶 太古あり神功皇后三韓征伐の時御妊娠故神に誓ひ腰に石を挿み征伐して歸り産しめ給ふ是より石肌帶と云ふ。綾錦 元明帝和銅五年五月伊勢尾張三河駿河伊豆近江越前丹波但馬因幡伯耆出雲播磨備前備後安藝安波伊豫讃岐等廿一國に織ら

しむ。天爲絨織 百九代後光明天皇慶安三年頃又甲斐絹及京都堺の羽二重寛文五年頃より。琥珀 百十一代靈元天皇天和元年江州濱縮緬又絹木綿等天文五年徳川四代家綱公の時。火浣布 百十六代後櫻町天皇明和元年浮糸織透綾織明和年中糸織天保七年。足袋 始は鹿の皮にて造る六十四代圓融天皇天祿元年源順の發明又徳川幕府時代迄麻布にて製す次て木綿を用ゆ又古へは二筋の紐を付けて締たり地方には明治三十年頃迄紐足袋存す。蓑 神代素戔鳴命青草を網みて蓑と成給ふ。笠 天照太神紀伊の忌部の遠祖手置帆負神をして笠を造らしめ給ふ是菅笠の始。琴 神代大己貴命持給ひし天詔琴あり又無名抄に云ふ和琴はもと弓六張をひき鳴し是を神樂に用ゆ後世琴の始文献通考に曰く倭國樂に五絃の琴ありと是和琴の始なり。席 天照大神新宮に御席を敷せ給ふ。席薦 海神彦火々出見命を迎へんとて八重席薦を敷設とあり是疊の始なり。和服仕立 綏靖天皇二十五年日向國に始る。陶物 大己貴命の御時茅淳縣に大陶祇と云神あり茅淳縣は今和泉國に陶器村あり古へ多く土器陶器を出す職員令に宮陶司あり宮陶正は宮陶器を司る。石工 紀元前七年阿岐國多利理宮新築の時。傘 源頼朝鎌倉幕府の頃始又日傘を製す其色多く青色油を引かず明治に至り蝙蝠傘出て日傘廢る然るに大正の現今又日傘現る。醫術 神代大己貴命少彦名命に始る人皇に至り欽明天皇十五年百濟國より醫學博士奈卒王有稜陀探藥師を貢る是より醫術益々盛なり。按摩 文武天皇の大寶令

に按摩博士按摩師等の官あり此時は揉療治を最要となしたり。鍼醫 元祖は支那後漢の培翁又は扁鵲とも云我國大寶令に鍼博士又は鍼生と稱する者ありて和氣氏丹波氏はを傳習せり。鍼醫 鍼術名人杉山和一郎元祿年間の人なり。入齒師 口科醫として全く研究せしは萬治五年江戸麴町に小野玄人なり義齒術は古來あり顎の模型を撮るに密蠟を沸湯し種油を其中に少し落し混和したる者なり致密に模型を撮る水に冷せば凝り湯に投すれば柔軟となる亦顎を製するに黃椿を多く用ゆ伊豆國八丈島産を良とせり齒は象牙又は蠟石等を用ゆ備前國又武藏國秩父の産を良とす婦人は齒を黒く染めたる故黒檀を用ゆ又民間手製義齒に黒椀を切りて糸を通し隣齒に結ぶ又奥齒は銀釘を打て食物を咬むに適せしむ又寛永年間に銀の義齒を用る事見へたり明治に至り齒科醫出て義齒術一變す。義眼 古來我國に行はる初は蠟石を簞入細工にす次は玻璃球に有機色素を用て虹彩を描きたるも完全ならず明治四年佛國人ポアソノス製造の義眼ありしも完全ならず爰に醫師高江春數年苦心の結果明治十七年十二月我國人に適する義眼を發明す爾來技術の精巧を加へ現今の者出る。義足 大隈重信明治皇后陛下に賜るを始とす。西洋外科術 杉田玄白行ふ寶曆七年。種痘 醫師吉雄圭齋種痘の中與者嘉永元年。牛痘 佛蘭西人傳ふ嘉永二年。洋藥 醫師甫筑に命して洋藥を製す享保十年。電氣療法 西紀一千七百八十九年伊太利國にガルバニ氏出て平流電氣の應用を成しにより、ガレーマックブレ

ンネル、等の諸氏輩出するに及び初て醫療に試用す次で、オイレンブルグ、シルコー等出て是を振興したり我國にも既に先んじて平賀源内エレキを發明し醫療に應用して世人を驚かしたる事あり。湯屋 江戸錢瓶橋に始る湯銭は永樂錢一文なり天正十九年豊臣秀次關白の時。旅人宿 養老二年七月磐城國十ヶ所に置く昔は馬駄餉と云其看板は馬槽なり昔は荷物を皆馬にて運ぶ是を賃馬負ひと云旅人爰に宿る。舟宿 慶長年間江戸淺草川の邊に始る其當時は二軒なり徳川家康の時代。下宿屋 九十七代後村上天皇の御世より。木賃宿 昔は旅行者稀にして旅行に際し榻等を準備し宿に着き是を食す故に湯を呑み又暖を取るに過ぎず故に薪木の代を拂ふ依て木賃の名出る往昔は炭を用ゆる事なし木賃宿を始めしは慶長九年。慶安 雇人口入屋を云ふ百〇七代後水尾天皇寛永五年徳川幕府の老中酒井雅樂頭に不出來の娘あり雅樂頭は當時天下の政權を握り其威全國に振ふ。然るに娘の貰ひてなし其時懇意に出入する江戸木挽町に住む醫師大和慶安に娘の縁組先を依頼す其時慶安は伊達三郎兵衛長谷助右衛門の兩人に謀り縁付先を拵へ酒井家より時の金子五千兩を出たさせ其内二千兩を横領す後事現はれて同年九月追放處分となる爾來此事江戸及全國に評判となり他人を周旋し手数料を取る者を慶安と云。繪草紙 江戸淺草同朋町泉屋權四郎享保元年。合羽 長崎に製造起る慶長二年豊臣秀次の時。油製造 久安三年奈良に始七十六代近衛帝御宇。吳服屋 神護慶雲二年筑前大宰府に始る四

十八代稱徳天皇の御宇。古着屋 百九代後光明帝正保三年江戸長谷川町に始る。腰簾 鎌倉幕府北條氏の時始る商家又農家に用ゆ炎暑を防ぐ爲關西にてはのうれんと云。藥種屋 五代桓武帝延暦二十三年京都に始。人參龍腦 製法清人傳ふ享保十一年。荒物屋 八十八代後嵯峨天皇寛元二年。煙火製造 静岡吳服町二丁目土佐屋金右衛門百七代後水尾帝元和元年。小間物屋 桓武天皇二十二年京都に於て公卿の落魄始める。眞田紐 慶長五年徳川と石田三成と關ヶ原に合戦す三成初め軍師大谷義隆小西行長等皆滅亡す其中に信州上田城主眞田左衛門尉幸村死を遁れ紀州高野山の蓮華淨院に一時遁世し後九度山村に住家を建て閑居す其時紐を編て内職とす是を眞田紐と云ふ。四疊半 の茶屋寶徳二年百一代後花園帝の時。金銀箔 坐 百十二代東山帝元祿十年。時計屋 百二十代光明天皇萬延元年長崎に始。洋燈屋 横濱市に英人商店を始む明治七年大正年間に至り電燈盛となり洋燈廢れんとす。運送店 十代崇神天皇十七年陸運店は四十四代元正天皇養老四年始る。洋服仕立 長崎に於て光明天皇元治元年。紙 三十代敏達帝の時史に表る商店は奈良。蠟燭製造 百六代後陽成帝の時呂宗より渡る營業は泉州堺町に於て始む豊臣秀吉の治世。笛 天岩戸開の時天鈿女命天香山の竹を探り其節中に風孔を雕り和氣を通はす又此時琴始。尺八 笛の一種にして長さ一尺八寸を制とす古來用ゐらる三十三代推古帝御代聖徳太子葛城に登り蘇幕遮の曲を吹くとあり是尺八の事

にて史に表はる始五十一代平城天皇大同四年雅樂師の定め尺八の師あり。質屋 百十一代靈元帝天和元年肥前佐賀に始。金物商 百四代後奈良帝天文四年大阪に始。蒔繪畫 百一代後花園天皇御宇より古器物鑑定蒔繪流行す。紺屋 染色法は神代に起る營業は四十六代孝謙天皇天平寶字二年。友禪染 百十二代東山天皇元祿五年。竹細工 六十一代朱雀帝天慶元年丹後の宮津。鑄物師 四十八代稱徳天皇神護慶雲三年始。佛像 二十九代欽明天皇十四年次に敏達天皇六年百濟より造佛職工六人を奉るとあり。靴具 七十一代後三條帝延久五年京都に始。書林 五十五代文德帝齊衡元年京都に開く。造船 官令造船崇神帝諸國に命じて船舶を造。材木店 百五代正親町帝永祿七年泉州堺に始。塗物師 四十八代稱徳天皇天平神護元年。瀬戸物屋 尾張國瀬戸にて盛に製す今利焼は永正十年瀬戸焼は享和元年加藤民吉始む九谷燒樂山燒は慶長三年青磁三田燒元祿年中伊勢萬古燒元文五年京都清水燒音羽九郎兵衛寶曆九年京都永樂燒美濃磁器等文化年中。薪炭屋 大阪に始百四代後奈良天皇弘治元年。金魚屋 後水尾天皇元和年中支那より渡る營業は京都に始。植木職 二十九代欽明天皇の御宇より。土方 紀元前八甲寅十月高千穂宮造營の時。建具師 五十代桓武帝延曆十一年京都に始。漆器 上古にあり六代孝安天皇御宇三見宿禰漆部連の祖にて漆工を能くす後四十代天武天皇御代赤漆を發明す文武帝漆部司を置く。春慶塗 九十八代龜山

帝元中二年泉州堺に始。漆書南部椀 八十代高倉帝安元二年始。瓦葺 三十七代齊明天皇岡本宮を造營し瓦葺とす瓦史に表はる始なり。桶職 五十四代仁明天皇承和元年。泥官職 四十七代淳仁天皇天平寶字元年大内理の宮の時。煉瓦 明治五年東京京橋の平松榮治郎なる者ホーム式竈を築きて製造せしより盛となる西洋は土石を以て住所を造る故に古へよりあり我國は木造なる故唯屋根に瓦を用ゆるに過ぎざりしなり明治維新後諸官衙の建築に用んと外國の技師を傭聘し種々の竈にて製造せるも失敗す平松氏に依て成功す。朱 上古大和國宇多郡に出る赤土を以て製す顔料となしたる事あり史に表れたるは四十二代文武天皇二年九月。鐵業職 百二十代光明帝萬延元年長崎の和田金助に始。人形 大古は藺靈と云ふて草を束ねて人形を造る後垂仁天皇二十八年野見宿禰出雲國の土部百人を喚上せ埴を取り人馬及種々形を作り生きし人に代へ殉死を止む是土偶の始。石碑 二十一代雄略天皇の御代小部栖輕と云者卒去す天皇大に嘆き給ひ其勇を稱し碑を墓上に建て其功を録し給ふを嚆矢とす後推古天皇四年聖德太子僧惠聰なる者と共に伊豫道後の温泉に入浴せし時其温泉を讚する文を石工に命じて石面に彫刻せしむ是を道後の碑と云ふ。團扇 百四代後奈良帝天文五年京都に製造始。白造 七十六代近衛天皇久安元年大津に始。鍛冶職 神代石凝女命冶工の始なり。飭職 百三代後柏原帝大永三年京都に始。望遠鏡 百四代後奈良天皇享祿二年天竺の人周防に來

りて傳ふ。天文鏡 百十八代光格天皇寛政七年和泉國の岩村吉兵衛始て天文鏡を作る。板木製造 四十六代稱徳天皇天平寶字八年。版刻 無垢淨光經文を版刻す四十九代光仁天皇寶龜二年。彩色印刷法 百十二代東山天皇元祿八年。銅版 司馬江漢銅版を始む寛政二年。活版 明治五年三月工部省にて製造す。石版 明治六年京都に始る。皮革工 二十四代仁賢天皇六癸酉年高麗國より來り熟皮染皮の術起る。花印革 京都の革工等明の製法に倣ひ花印革を造る百十七代後桃園天皇安永元年。提灯職 七十二代白河天皇應徳二年十月。油畫 中興の人司馬江漢なり寛政年間。貰入 百七代後水尾天皇元和九年製造始は白き奉書紙に糞を入る製造は長崎なり當時は青漆漆を紙塗る又吹繪等を附したる者なり。寒暖計 西紀一千八百年佛國人ゲリリサツクの發明我國百十八代光格帝寛政十二年。燐寸 外人ブラオンと云者明治三年創業せしが幾干もなく廢業す同七年宮内次官吉井友實歐米漫遊中佛蘭西巴里に於て留學者清水誠なる人に會し燐寸製造法に就て研究し爰に契約して歸國し明治八年清水誠工場を東京市三田四國町に設立試製に着手し翌九年本所柳原町に大工場を設く是燐寸製造の始。水洗燐寸 東京本所石原町五十四番地藤井米高氏大正十二年創業同十三年株式會社と成。硝子 往古仁徳天皇の山陵に出るを見て上古にありたるを知る奈良朝時代盛に製造せしも用途少き故中絶す明治維新大阪の播磨屋清兵衛長崎に於て和蘭人に就て製法を研究し大阪にかへりて

製造の基を開く。寫眞 西曆一千八百年代佛國人ニユーブス發見す我百十九代仁光帝御世西紀千八百卅九年同國人ダケールに依て完成す後英國人ドレーバー肖像を寫す事を發明す同國人ソフオックスダルボット是を完成す我國に渡來せしは文久三年内田九一長崎にて傳習す。石鹼 横濱と東京の人九人共同し明治十一年始む當時は蠟製なり同廿三年に至り同業者卅五人となる一ヶ年賣上高十五萬圓白米一升代價五錢位ひなり此年始て獨逸より機械を取寄せ機械製造始む當時は粘十三分混合せり後漸次改良して現今に至る。花筵 數百年前にありたるも粗製なり明治九年頃備中國宇都郡帶江新田村磯崎某意を蘭筵改良に委ね明治十一年錦莫筵を發明す。青花筵 百十三代中御門天皇正徳年間大分縣の橋本五郎右衛門流球に渡航し蘭の栽培法を習得し蘭苗を持ち歸國し栽培せしに始る。相場 徳川幕府京保十五年江戸皆川町田原町小網町富永町通三丁目ノ五組の者に米延賣切手賣相場會所を許したるに始る又大阪にては永祿年中堂島に米市場あり。新聞 發行は元祿十二年二月町觸の時始る又元治元年四月岸田吟香始む又横濱にて英國人同じく元治元年始む。雜誌發行 慶應三年十月西洋紙雜誌發行さる。船頭 神武天皇八年宇豆吡古を以て始とす。牛馬賣買 百一代桃園天皇御宇昔の神田村に始使事仕 後水尾天皇寛永十一年江戸に始る。洋紙 明治八年始て洋紙を製造す。印 四十二代文武帝慶雲元年四月鍛冶司をして諸國の印を鑄る諸國の所司印を用ゆ始。絹 神代産火

々出見命の御時始る。梁 神武天皇の御世既に梁を用ひて魚を取る。筆 應神天皇の御世に製法種々起る。墨 墨は筆と共に盛衰同じ推古天皇十八年三月高麗國王僧曇徴を貢る能く紙黒を造る應神帝より四百年後の人中世奈良興福寺の二諦坊持佛堂の燈火の烟屋宇に薰滯するを取り牛膠に和し墨を作是南都油烟墨の始。鉛筆 東京本所區柳島に上條鉛筆工場を設け明治十年八月東京上野に内國勸業博覽會を開きし時出品せしに始る後ち十八年府下大井町に眞崎鉛筆製造株式會社始て起る。ペン先 東京牛込區東五軒町に石川徳松なる者明治廿年頃より研究を始め同卅年石川ペン先製作工場を設立さる。万年筆 東京淺草區今戸町七番地に伊藤農夫雄なる者スワソソン萬年筆製造を始む明治廿三年。インキ 東京本所區綠町五丁目に篠崎又兵衛創業す明治十七年大正七年十月合名會社に組織變更す。蝙蝠傘 明治四年始。待合茶屋 江戸淺草並木町に始る貞享二年。揚弓場 唐の玄宗皇帝揚貴姫に始營業は京都。吹矢 七十五代崇徳天皇永治元年營業は八十二代後鳥羽天皇文治五年京都に始む。水車 五十三代淳和天皇天長六年良峯安世諸國に水車を造り水田に灌漑す又米を白く。護謨 明治十九年東京淺草神吉町にて土屋氏製造始後本所に移轉三田土護謨會社と云ふ。下駄 卅四代舒明帝の六年に産れし役之行者小角と云者神力あり雨中笠を被らずして衣を沾さず歩行するに常に足駄を履て昆虫を踏すと是下駄類の史に表る始。

人事と風俗

農業 天照太神粟稗豆麥を以て陸田の種子となし稻を水田の作物となし天邑君を定む。生糸 天照太神の時蠶養及糸ひきの道起る。契約 天照太神と素戔鳴尊と御誓約なし給ふ。交易 神代火酢芹命海幸あり彦火々出見命山幸あり試みに幸易へ成給ふ。俳優 神代天鈿女命の舞踊に始る。輿 十一代垂仁天皇の御宇初て用ゆ。紙織 天照太神の御時始り人皇に至り應神帝十三年百濟國より紙縫工女眞毛津來る同三十七年春使を吳に使し紙縫兄媛弟媛吳織穴織の四人を使す爰に益す織 紙裁縫術精巧を究む次に元明帝和銅五年諸國に教へしむ。獲狩 十六代仁徳天皇四十二年九月依網の屯倉の阿珥古鷹を獻る和泉國百舌野の御狩に御幸なされ雉を獲れり是御狩の始なり。服制 女の制服を定四十四代元正帝養老元年。布制 布一反を二丈六尺と定む和銅七年。萩焼 百三代後柏原帝永正年間萩焼始る。内待所神樂 七十四代後鳥羽帝永久二年十二月。相撲 十一代垂仁天皇七年七月大和國當麻邑に當麻蹶速と云大力者あり又出雲に野見宿禰と云無雙の勇士あり此兩人を召し競力せしむ野見氏蹶速の肋骨を折り投殺す是角力の始又神代に建御雷命と建御名方命を始とす。殉死 垂仁天皇二十八年冬十月帝の母弟倭彥命薨す埋葬に際し其近習の者を生ながら陵域に埋む其嘆聲あり群郷議して古風

を止むるに土偶に代ゆ野見宿禰其任に當出雲の土部一百人を召して造る上古人道の嚴重なる事
 想像に余り有り猶ほ後世主君の死に臨み追腹と云事あり近世徳川幕府時代も此風存す單に野蠻
 の風ならず人道の尊嚴斯の如し。 蹴鞠 三十一代用明天皇御代始る古今著文集に云蹴鞠の逸
 興は前廷の壯觀なり。 御寶 足利氏時世の末に始る。 冠禮 五十六代清和帝元服し給ふ貞
 觀六年。 祈禱 神明に祈禱す神代天岩戸開に始る。 碁 四十一代持統天皇三年唐より渡る
 双六 持統天皇三年十二月双六に流行す依て禁す雙六史に表はる始め。 將棋 七十六代近
 衛天皇御世史に表る。 長者 五十四代仁明天皇承和三年實惠をして東寺の長者とす。 葬式
 鼓吹 三十九代弘文天皇白鳳十三年葬儀に際し鼓吹を用ゆ。 秦樂 百二代後土御門帝應仁十
 六年朝廷に奏樂す。 歌合會 六十二代村上天皇天德四年清涼殿に御歌合會を行ふ。 家號
 八十八代後嵯峨天皇寛元元年京都に始。 漆冠 天武天皇十一年六月詔して男女皆結髮せし
 む又漆塗の冠を着せしむ是以前は織物縫物紫綿等の冠なり後世紗冠烏帽子等の始。 結
 髮と服制 日本古へは皆結髮す幼年間は髮を額に束ね十七八頃は角子とす崇峻天皇紀には女は
 多く墮髮なり天武帝十一年六月男女共結髮及服裝令を布く親王以下庶民の服色を定む。 帶刀
 明治維新前迄男は他出の際葬儀婚禮共に皆帶刀す平民は一本なり。 眉剃 十二代景行天皇の
 時より女人婚嫁後は上下共眉を剃る明治に至り廢す。 髮結 百十七代後桃園天皇安永元年江

戸深川に於て女形役者山下金作始む是女髮結の始。 月額 建久年間鎌倉北條氏時代より流行
 す。 島田結 東海道島田宿の女風元祿年間始る。 丸鬘 元祿時代江戸新吉原遊廓巴屋の遊
 女勝山なる者結ひ初む故に勝山と云ふ。 鐵漿 古來婚婦必ず齒を染む七十四代鳥羽帝天仁二
 年より男も齒を黒くすの風流行す明治に至り廢る大正の現今地方老年者に殘る。 同朋 九十
 七代村上天皇正平二十二年將軍義滿法印六人を於て異様の衣袴を着せ大小を帯ひさせ是を同朋
 と云。 奴僕 神代火酢芹命彦火々出見命に對して奴僕たらんと乞ふ。 斬髮始 舊徳川幕府
 の騎兵指揮官飯島十郎其他益田矢野の三氏文久二年横濱にて兵式演習の時事業繁忙の爲髮を斬
 る。 斷髮脫刀 明治四年斷髮脫刀令出つ以前男は士は二刀平民一刀を腰にす斷髮令出しより
 斷髮するを忘む事皆想像以上皆逃げ隠れせり又急に斷髮せし故眼を煩ふ者續出す是れ却て外氣
 を急劇に受け逆上す以所なり結髮は寒暑及傷害を豫防し腦を保護す衛生上必要。 鉛粉
 四十一代持統帝六年沙門觀成白粉を發明す依て賞して 鈍 十五匹綿三十屯布五十反を賜ふ後に
 至り沙門の身として非法の物を考案せしと云議起り大に非難抗撃を受く。 無盡 頼母子無盡
 と云元祿元年江戸に始る。 雪踏 昔は尻切と云者を用ゆ天正年中堺の邑茶人千利休と云者作
 意を加へ雪の頃草履の裏に牛皮を付て用ゆ雪を踏むと云義なり後鐵板を裏の爪先と踵兩所へ附
 す。 富籤 元祿元年江戸に始む。 白柏子 八十五代仲恭天皇承久三年島千歳若の前の女舞

ひ始む。節會を行ふ百五代正親町帝天正六年五月。洋曲和蘭加比丹の從者に洋曲を奏せしむ天和二年。上下結婚華士旅平民別無結婚許す明治四年。一人一名の制を定む明治五年以前は幼年の名と壯年に達すれば必ず祖父の名を繼ぐ又其國々の領主の名を付る事を許さす。至上斷髮陛下斷髮成給ひ又皇太后皇后及上下共眉毛を剃落し鐵漿を付けしが是を廢す明治六年。内外結婚外國人と結婚を許す明治六年。觀菊會六十二代村上帝天曆四年十月。日傘流行して笠をさす者なし天明年中。琉鐺馬諸社禮祭等のとき多く行ふ的三つを馬場の内に置き馬に乗り行藤を着し馳せながら是を射る天武天皇騎射せられしに始る。

古代法

法律 弘仁格式の序に曰く古は人情純實温厚にして法令なく戒せずして能く治る推古帝御代厩戸皇子十七條の憲法を制定す然れ共朝廷の官吏等に漸く用ゐらるゝに過ぎず後大寶令出でて一般に用ゆるに至る是完全なる者にして大寶令の精神は現今に至る迄一貫せし者なり。調役十代崇神天皇十二年九月人民を校へて始て調役を科す男は弭調女は手末の調役と云ふ。權衡制 卅二代崇峻天皇元年。版簿 三十六代孝德帝大化元年九月使者を全國に遣し元數を録さしむ是民數を調査の始。肉食禁 神代大地主神の時田作人牛肉を食ふ爰に御歲神の御子其田

に至る饗に唾して歸り其様を父に言上す御歲神怒を發し蝗を以て其田に放つ稻葉忽ち損して篠竹に似たり是不淨を怒りて田を害せしなり人皇に至り天武帝白鳳四年全國に詔して牛馬犬鶏猿等を喰事を禁す現今舉て獸肉を喰ふ是其身を重くし病根を増す又精神を濺劣薄情ならしめ遂に道德を破る豈夫れ慎まざるべけんや。律度量 天下に頒つ文武天皇大寶二年。斗升法 四十二代文武天皇慶雲四年。處刑 神代素戔鳴尊の暴行に依り萬神謀りて鬚及手足の爪を抜き千位置戸を科せ追給ふ。火刑 神功皇后五年葛城襲津彦を新羅に遣し給ふ事あり對馬國に至りし時新羅の使者襲津彦を欺きたる故大に怒り其使者三人を檻中に入れ火を以て燒殺す。鬻刑 十七代履仲天皇元年阿曇連濱子が罪死刑を免して墨刑を科せて鬻せられたり。國史 履仲天皇四年八月諸國に國史を置き出來事を記し沙汰せしむ國史とは政所の事。巡察使 景行帝二十五年七月武内宿禰を北陸及諸國に遣し地形風俗等を察せしむ以後代々此事あり即ち爰に始る。律令 三十八代天智天皇元年藤原鎌足及玄理等律令を撰定す。磔刑 二十一代雄略帝二年池津姫を磔す。流刑 十九代允恭帝二十四年亥輕大娘を伊豫に流す。梟刑 六十一代朱雀天皇天慶三年平將門を梟首す次は花山帝の御宇佐兵衛尉藤原齊明を獄門に梟す。大赦 四十一代持統天皇即位して天下に大赦す又貧民を大に惠す。釜煮刑 百三代後柏原天皇御宇武田信玄の父信虎是を始む。殺牛刑 百十二代東山帝二十四年殺牛刑あり。出版 出

版官許命を置く亭保六年。

學術門

文字 神代文字四十七字あり天兒屋根命によりて起りしと云ふ是に依て神代の事を傳ふ。和歌祖 神代素戔鳴命出雲に於て歌ふて曰く 八雲たつ出雲八重垣つまこめに八重垣造る 其八重垣を 是和歌三十一文字の始。書真 應神天皇十五年百濟王阿直岐を遣し良馬二頭論語と千字本を献す太子菟道稚郎子を師とし學ぶ天皇阿直岐に曰く汝に勝れる者ありや對て曰く王仁と云者ありと即ち天皇上毛野君祖荒田巫別を百濟に遣し王仁を召さしめ學ばしめ給ふ是より漢學起る後繼體帝七年百濟王五經博士段揚爾を献る次に推古天皇十年僧勸勒天文地理曆本通甲方術の書を献る。作詩始 三十八代天智帝の御子大友皇子五言を作曰く道徳承天訓 鹽梅寄眞宰 羞無三監撫術安能臨四海 是五言の始なり次は四十代天武天皇御子大津皇子七言の詩を作る始なり曰く 天紙風筆畫雲鶴 山機霜杼織葉錦。倭字 釋日本記に云漢字は應神帝の時傳來す和字は神代に起り文字數一萬五千三百七十九文字なりと又他に傳ふる處は神代文字十七字なりと云ふ天武天皇十一年三月境部の連石積等に命じて肇て新字四十四卷造る。歌合會 六十二代村上天皇天德四年帝清涼殿に御し歌合會を行ひ給ふ。ト 神代に

起る鹿の肩の骨を抜取り是を波々迦(朱櫻)なりの皮にて灼き其焼目の狀によりて兆を占ふなり是を鹿卜と云ふ後世龜卜と云事は支那より傳りしと云ふ。書工 用明帝元年百濟より書工白加來る推古帝十三年九月黃書畫師山背畫師を定む。學校 三十八代天智天皇の御宇始る四十一代持統帝の御宇大學寮建つ四十六代孝謙帝の天平寶字元年大學寮の田地二十町を置き其費に供す五十代桓武天皇十三年十月越前國にて一百二町歩加へ百二拾二町歩を勸學田と號す生徒稍多し我朝古へ聖學隆なり諸國に皆學田あり 志ある者は入學し學ぶに便を與ふ源氏の學問所を獎學院在原行平の淳和院 橘氏の學問所を學官院藤原氏の學問所は勸學院和氣清麻呂の弘文院 小野篁の足利學校等あり學問の盛なるを知る後僧法師の占領し住所となり戰爭絶間なく聖賢後を絶文 教 衰ふ。著書 四十三代元明天皇和銅四年舍人親王從四位下太朝臣安麻呂兩人に勅して日本紀を撰ばしむ同五年五月廿一日奏覽す是古事記にして日本著書の嚆矢なり著書大略左の如し。

古事記元明天皇和銅五年安麻呂著す、同六年諸國に命じて風土記を造らしむ、舍人親王日本記を奉る養老四年、續日本記、延曆十六年、古語拾遺集、大同類聚大同三年姓氏祿弘仁六年萬多親王奉る平假名いろはにはへとちりぬるを以上護命の作以下空海の作なりと云經國集天長四年良峯安世の著新撰格式天長七年秘府畧天長八年令義解天長九年日本後紀承和八年藤原緒嗣上る

仁明義貞觀五年續日本紀貞觀十三年貞觀格式同十三年文德實祿元慶三年藤原基經上る類聚國史
 寬平四年菅原道實二百卷撰ぶ新撰萬葉集同五年軍命義昌泰三年三善清行上る三代實祿延喜元
 年三善清行古今集同五年延喜格式同七年藤原時平上る封事同十四年三善清行掌中要方延喜十八
 年深根輔仁著す又和名本草養生鈔等も深根輔仁著す同二十年諸國に命じて風土記を作らしむ
 延喜式六十一卷延長五年左大臣藤原忠平等の著封事天曆八年藤原文時奉る醫書永觀二年丹羽頼
 康三十卷を撰ぶ榮花物語萬壽四年赤染右衛門著す藤原氏の全盛を記したる者全葉和歌集承保三
 年源俊賴撰む後拾遺集應德三年爲業大鑑保延三年寛政重脩諸家譜文化十年海邊測量地圖同十二
 年伊能忠散著す山陵志文政六年氣海觀瀾輿地志畧青地林宗著す是れ西洋理學書の始文政九年同
 年國史畧成る伊藤圭介物産學を唱ふ文政十年鳩舌小記慎機論渡邊登著す夢物語高野長英著す天
 保九年宇多川榕庵始て化學を唱ふ天保十年坤輿圖識纂作省吾著す萬國輿地方圖永井助吉著す弘
 化元年氣海觀瀾廣義川本幸民著す弘化四年村山英俊佛蘭西文を讀む嘉永元年塙保己一和學所を
 始む寛政四年華夷通商考再刻成る寛永五年是洋學の始大日本史正德五年今川了俊制詞壁書を
 著す永享元年明律釋義高瀬喜朴撰ぶ享保五年論術義を兒童の手本とす同七年五常和解鳩巢撰む
 享保八年孝經文成る同十三年曆算全書武部彦次郎中根氏二人の著享保十八年水滸傳假名交り同
 十三年武德編年集寛保元年是より現世に至る著書數百種枚舉に違あらず依て畧す。 曆 元嘉

曆風を用ゆ四十一代持統帝朱鳥四年我國太古より曆ありうめ曆と云故に神武帝以來年月を明載
 せし者澤山あり即ち爰に改曆せし始なり後世屢々改曆あると雖其年月たる骨子變る事なし次に
 四十二代文武帝元年儀鳳曆と改む次に天平寶字八年大衍曆と改む次に天安三年五紀曆次に貞觀二
 年に至り十月の小を大とし宣明曆と改正次に貞享曆貞享元年是等は 最我國土風候を推究せし
 完全なる者なり次に改曆は寶曆四年澁川圖書西川忠次郎二人の撰む所次に寛政曆寛政九年次に
 明治五年舊曆を廢し大陽曆と改め頒布す。 占星台 四十代天武天皇乙亥四年に置く。 天文
 台 江戸淺草に建つ百十八代光格天皇天明二年徳川幕府十代將軍家治公の治世。 醫學館 多
 紀安元多紀元孝二人の私設なる醫學館を官設とす寛政三年是始なり。 電氣學 平内源内始む
 百十五代桃園天皇寶曆九年徳川九代家重公の治世。 漢語 を習はしむ四十五代聖武帝天平二
 年。 地圖 諸國に國郡圖を造らしむ聖武帝天平二年。 蘭學 西川玄甫譯官を以て蘭書を學
 次は長崎の藩譯官に洋書を讀む事を許す洋學を禁じてより百八十年目百十四代櫻町天皇延享四
 年。 英學 弘化四年藤井三郎英文範を著す。 羅馬字 文祿元年細川忠興綴る後陽成帝の御
 代。 洋算 數學局を置き神田孝平教員文久三年。 大學校 明治二年六月十五日昌平校を改
 稱す。 宗教洋書 輸入を許す中御門帝享保五年。 小學校 明治五年東京に七校を置く。
 女學校 明治四年拾二月創立す。 海外留學 參十二代崇峻帝の御代司馬達等の娘島百濟に留

學し歸國し寺を建つ留學の始め。女學生洋行 明治四年十一月十二日津田梅子外四人亞米利加に行く女學生洋行の始。博士號 四十二代文武天皇大寶元年八月。淨瑠璃 近松門左衛門の作京保九年七十一才没す。發句宗匠 紹巴玄旨法印後柏原帝永正元年。狂歌 石田末得百九代後光明天皇慶安元年。俳諧宗匠 慶長年中の人松長貞徳。川柳點 松井八右衛門江戸淺草阿部川町の人天明元年没す。小説本 五十六代清和天皇御世起る小説本の口書山東京傳の作お六櫛木曾の仇討へ畫工師歌川豊國畫を挿むは小説本口書を入る始。圖書館 昔は文庫と云へり最も史に表れしは金澤越前守貞顯北條越後守實時の孫越後守顯時の兒なり金澤に住す故に金澤と云稱名寺内に文庫を建て和漢の群書を集む金澤文庫の印を押す儒書は黒印佛書は朱印を用ゆ九十六代後醍醐帝元弘の兵亂の後其書僅に存す是を金澤文庫と云ふ明治四年東京湯島の舊昌平齋を以て大學となしたる時始て圖書館を設立し翌五年六月借覽規則を定め藏書の縦覽を公衆に許されたり。盲啞學校 京都の古川太四郎訓盲啞學院を同市下京區船屋町に創立す明治十一年。

寶貨門

三種神器 天照大神天津彦穗瓊杵命に八坂瓊曲玉八咫鏡草薙劍を賜りて天降し賜ふ。金

四十二代文武帝大寶元年對馬國より金を貢獻す次は四十五代聖武天皇天平十六年陸奥國小田郡獻より今年畿内七道の諸社に奉幣して奉告成給ふ是より曆代陸奥國より黄金を奉るを例とす又翌年駿河より金を獻す。銀 四十代天武天皇白鳳三年三月七日對馬の國司忍海造大國始て銀を奉る是に依りて國司大國に小錦下の位を授賜ふ又諸國の神祇に奉り小錦以上の太夫等に賜ふ帝の白鳳六年鑄錢司を置く白鳳十二年銀錢を禁じ銅錢を用ゆ後清和天皇對馬國に大に銀を掘らしむ。銅 四十三代元明天皇和銅元年武藏國秩父郡より始て銅を獻る。鑄錢 四十一代持統天皇八年春三月二日直廣肆大宅朝臣磨勤大貳臺の忌寸八島黃書速本實等を以て鑄錢司に拜す。通貨 二十三代顯宗天皇二年五穀豐穰にして曲水の宴を設く此歲穀一斛の價銀錢一文なり是通貨史に表る始。大小判 百六代後陽成帝慶長六年大小判鑄る。貨幣舶來 元史に曰く日本商人を遣し金を持ち來り銅錢に易とあり九十一代後宇多天皇建治三年是海外より通錢を持來る始。紙幣 九十六代後醍醐天皇の御宇紙錢を用ゆ建武元年正月十二日是我國紙幣の始。鑄錢 二朱金元祿十年寶字金寶永元年寶永大錢寶永五年文錢元文二年鳥羽にて鑄る鐵錢同四年文字銀及鐵錢、寶永通寶、明和二年四文錢同五年船來貨幣にて南鑄判を鑄る二朱銀とす安永元年角錢仙臺にて鑄る天明四年二分金文政元年一朱銀同七年天保當百錢五兩判及一分銀天保六年箱館通寶安政四年文久四文錢文久三年紙幣發行慶應三年明治紙幣一圓五十錢

二十錢明治五年銀行紙幣同六年其他現世に至る枚舉に違あらず。

雜 門

井 神代素戔嗚尊の御時天真名井と云事あり。 泣始 素戔嗚尊根の堅洲國に罷んとして泣給ふ。 棺 神代天若彦の死に始る。 門番 神武天皇の時道中尊に始る。 鵝鳥 雄略天皇十五年吳の國鵝鳥を獻る。 石碑 二十一代雄略帝の時小子部栖輕と云者卒去す帝大に嘆き其勇を賞し碑を墓上に建て功を録し給ふを嚆矢とす次は推古天皇四年聖德太子僧惠聰と共に伊豫國道後の湯泉に入浴せし時温泉を讚する文を石工に命じて彫刻せしむ是を道後の碑と云ふ。 年號 二十五代武烈帝始て元を建て善紀と號す後中絶して孝德帝元年大化とす是始。 佛幡 欽明帝十三年佛像幡蓋を獻るとあり。 鞠 古は貴族の遊技なり革製球形徑七八寸空氣を滿し括る三十一代用明天皇の朝に始蹴鞠と云ふ足にて蹴る地に着かぬ様にするなり是を眞似て古へより女兒玩ぶに綿を心となし木綿糸にて數百回廻らし括る明治十八年頃迄は専ら女兒のみの玩具に止る學校運動出より男女共使用す又明治二十五年頃より追々護模鞠を用ゆ現今系鞠跡を絶つ。 權衡 三十二代崇峻天皇元年より。 日蝕 三十三代推古天皇三十六年始て史に表。 彗星 三十四代舒明天皇六年始て史に表はる。 白雉 卅六代孝德帝の時長門國白雉

を獻る。 鸚鵡 卅七代齊明帝二年鸚鵡を獻す同三年驢馬及駱駝を百濟國より獻す。 水牛 及山鷄 新羅國より獻す卅八代天智帝十年。 外國盜賊 天智天皇七年新羅の僧寶劍を盜みたるも處置に窮して奉還す。 湯治 孝德帝有馬温泉に御幸す是至上湯治の始なり。 燃土燃水 越の國より獻す天智天皇七年越とは越後國燃土燃水は石炭石油なるへし。 水泉 天智帝の御宇黃書造本實と云者水泉を獻す帝の十年三月なり同年四月廿五日天皇時を打ち始む是 黃書造の貢りし物なり。 田地 を漬して寺を建る事を禁す四十五代聖武天皇天平十八年古代耕作地を重るを知る。 痘瘡 聖武帝天平七年筑柴の人新羅國に漂流し痘瘡に感染し歸國す是より我國に流行す古來我國に此病なし。 麻疹流行 六十一代一條天皇長德四年。 櫻橘 扶桑皇統記中に四十六代孝謙天皇天平勝寶四年右大臣豐成の娘中將 姫七才の時別莊の庭園の櫻花を見んとせし時番人の小兒來り櫻枝を折る其母來り小兒を叱り連れ歸る次は中將姫當麻寺にて蓮を一百駄取寄せ蓮の糸を挽き出し庭前の櫻樹の枝にかけ乾したり次は六十二代村上天皇天德四年柴震殿の庭に橘樹を植ゆ又全帝康保元年櫻樹を植ゆ。 將棋 は支那武帝の時造りしと云傳ふ我國近衛天皇の御宇康治元年九月の條に(參新院)於御前與二師仲朝臣指二大將棋一余負)とあり其古を知。 紋所 は素織物より起る家の紋は七十七代白河天皇御代に始武家の旗幕等の目印に始る。 屏風 四十代天武天皇朱鳥元年新羅國種々の物調貢す又智祥健動等の貢

物中に屏風あり。紺青 後朱雀帝長久二年攝津國より始て獻す。ものゝふ 神武天皇の時饒速日命宇麻志麻治命を推して君と崇む時に曰く天孫兩種あらんやと即ち兵を勸へて戰ふ天皇勝事能はず時に宇麻志麻治命舅の謀略に従す狼戾を誅戮し長髓彦を亡し衆兵を帥て天皇に歸順す天皇曰く長髓彦性狂暴勢力甚だ猛し戰て誰か勝たん汝能く彼を亡し來る遂に我に寔あり朕其忠節を賞す特に褒寵を加へ神劍を授て大勳に答へ給ふ又宇麻志麻治命天物部を率ひて逆賊を夷げ海内を平定して奏す其忠勇大なり是即ち物部氏の祖なり依て今武士をものゝふと云ふ。たわけ 五十二代嵯峨天皇弘仁二年僧空海勅令に依て税法改正の時人民に於て上田下田の田分争ひ大に爲す者あり。馬鹿 秦の二世皇帝愚なる故趙高と云者馬を鹿と答へたり。糞を食へ 神武帝東征の時長髓彦敗軍し糞にまびれたるより。阿房 秦の始皇帝の時阿房と云處に宮殿を築く下には五丈の旗を建て二階に一萬餘の騎兵活動し得る依て後世阿房と云ふ。書判 木曾義仲及僧明覺の花押を最古とす。幕府 八十二代後鳥羽帝建久三年頼朝鎌倉に開く。領地争奪 百二代後土御門帝文明二年信秀尾張を取り敏影越前を取る爰に領地争奪始る。耶蘇教禁 正親町帝天正十三年秀吉耶蘇教を嚴禁し同十五年其教徒を磔刑す是耶蘇教禁止の始。後世徳川幕府嚴禁する事數十回。金魚 百七代後水尾帝元和年間唐より渡る。義捐金 朝鮮大飢饉百十五代桃園天皇寶曆五年徳川幕府より金壹萬圓を贈り以て賑給す次は六十年後文化

十一年朝鮮大飢饉米一萬石を贈る是海外義捐の始徳川家齊公の治世。物産會社 を開く寶曆十年平内源内なる者。人參 朝鮮人參を獻す日光山に植ゆ明和元年。蠶卵紙 蠶卵紙寸方一定す光格帝天明三年。經氣球 又は風船西紀千七百八十三年我天明三年佛國人モンゴルフイエー兄弟の發明當時の輕氣球は單に空氣を暖めて上昇せしむる危險の者後同國シャートルと云人水素瓦斯を用ゆる事を發明す今は石炭瓦斯を使用す氣球に乗り最高所に達したるはグレイシー、コックススウェル、の兩人海面凡そ三萬五六千尺我富士山の約三倍に昇れり。淘宮術 の祖春龜齋丸三の發明天保五年完成す嘉永元年徳川幕府の糺彈を蒙り禁止の厄に遭ひ明治に至り復び是を唱導する者起る。電氣 發明者平賀源内火浣布を製し又始て伽羅櫛を造り發電氣を造る百十七代後桃園帝安永年中事に坐し獄に下り其年十二月病没徳川十代將軍家治公の治世なり。富士山 女始て登百十八代光格帝寛政十二年。消防 いろは組消防を江月に置く享保十三年。洋醫 幕府始て洋方醫を持醫とす安政三年。艦購 始て艦を佛蘭西に購ふ徳川十二代家慶公嘉永元年百二十代孝明天皇の元年。幻燈 我國古來寫畫又は影畫と云百十六代後櫻町帝明和年間始徳川十代將軍家治公の治世又西紀一千六百六十五年我寛文二年獨逸人キルヘルの發明後順次改良して現今に至る。演說會 西村茂樹、西周其他六名の組織に依り明治六年頃社會の爲明六社を開き始て西洋風に倣ひ演說會を開きしに始る。大道演說 は

法華宗開祖日蓮上人鎌倉に於て辻説法を爲したるに始る今より六百六十有餘年前文應年間なり
道案内始 天孫彦火瓊々杵尊陪從諸神と天降成給ふ時猿田彦尊天八衢に立て導きし給ひ築紫日
向の高千穂の串觸峯に到らせ給ふ。

遊藝

笛及舞踊 神代天鈿女命に始る。 大鼓 神武帝紀元前九年に始る。 箏 五十九代宇多帝命
婦石川色子に授けらる。 尺八 三十三代推古帝の御代聖德太子吹く。 淨瑠璃 五十九代宇
田天皇の御代小野御通始む節を付しは琵琶法師近松門左衛門中興の祖百十二代東山帝御代徳川
五代綱吉公の治世。 鼓 七十六代近衛天皇康治元年。 藝妓 昔踊子と云明和年間より藝
者と云ふ。 常盤津 京都寺町駿河屋文左衛門宮古路文字太夫始百四代後奈良天皇天文年間。
三味線 琉球より渡る初め二絃なり後三絃となる百六代後陽成天皇文祿元年。 一中 京都松
原通の某寺の僧還俗して都太夫一中と云江戸に入りしは享保年間。 鳥追 古へ疎歌の遺風九
十七代後村上天皇正平十年正月參河國民さくらを摺りて長者を祝す長者の田畑の鳥を追ふ狀正
月の禮即ち粟の鳥もホウイホイ稗の鳥もホウイホイと云ふ節なり。 端唄 和泉國堺の隆達な
る者始天正年間。 俳優 名古屋の山田三郎と巫子くにより始る百七代後水尾帝慶長十九年徳
川秀忠の治世。 代神樂 伊勢桑名町の在太夫村に文祿年間起る。 土佐 土佐少椽正勝始む

寛文中大に流行す。 河東 江戸小田原町魚問屋天満屋藤十郎元祖享保五年。 長唄 江戸
日本橋長谷川町歌舞妓右近源左衛門始む天和二年。 説教節 萬治元年京都に始る。 祭文節
寛文三年備中より始る。 萬歳 慶長五年參河國百姓に始る。 豆藏 攝津國の人豆藏より起
る貞享年間。 話家 鹿野武左衛門野五郎左衛門始天明年間。 阿房多羅經 元祿年間徳川五
代將軍綱吉公へ越前永平寺の願人僧願の筋あり苦心する事ならず依て世を諷する爲此經を造
り天下に訴ふ。 軍談 元祿年間赤松清左衛門大平記を讀む。 清元 清元延壽太夫を元祖と
す文化十一年。 富元 徳川幕府七代家繼公正徳年間起る。 新内 岡田新内を元祖たり安政
三年。 浪花節 始はお輕節と云大阪に始文久元年。

特殊生活

淫寵 關白藤原道長天王寺に小觀音を寵せらる長保年間。 元吉原 慶長十七年出願元和四年
開業。 新吉原 明暦三年開業徳川四代家綱公の治世。 娼妓役目 寛永年間迄は遊廓の役目
として評定所へ傾城三人宛日々出頭し給仕せり夫れ迄は實見の首を洗ふ役。 燈籠 元文元
年七月玉菊追善の爲會にて燈す。 廊堅 元文年間男達澤山遊廓に入込み喧嘩絶間なし故に
木戸際に大男の番人山刀を腰にし又毎戸店先に棒や熊手を持て飭立てたり。 晝店 昔は晝店

なり京保二年より夜店となる。をのらん 元文三年岸田やの禿の向に始る。箱提灯 大菱屋内かよひ路より傾城町賣昔は町賣とて買れて他出せしを元和年中停止となる其後は神佛参りに事寄せ處々に立寄る故寛永十八年より大門外へ出るを止む。なか 吉原をなかと云袋の如き形をなしたるより。引き附 大名登樓し一夜たりとも假の妻と定むる儀式なり。まわし増客の時一人にて數人を扱ふ事京保年間より。まめ 元文二年始る。たちばん 京保十九年男達流行の時より。岐夫 寛保二年其頃は火の車とあだ名す。中どん 延喜元年より。やりて。女郎を支配する意味なり元祿二年。しんぞ 享保六年の時。とこまわし 貞享元年。ひやかし 昔地方に多く紙漉あり紙をひやかし其間に見物す故に忙はしく遊ぶ事できざるより。けしすみ 元祿二年より。甚助起 まわしの時床を留守にす客の怒る時其介を起し客の氣嫌を取直す此甚介頓智あり客の氣嫌を取直すに甚だ妙なり。男竈 天平寶字元年道臣命 童に通へり。男娼 元龜二年尾張に始る其前へ齋藤秀達企て江戸に入りしは湯島に始る天保十四年禁止令あり揚代は昔の一時今の二時間にて一分なり。舟饅頭 天明年間江戸深川吉永町に始む百文と五十文とに分つ。さげじう 物賣女の風を似して色を賣る天明年間より。夜たか 江戸本所吉田町に始天明年間其頃の謠に「本所吉田町にや小鳥か住まぬ住ぬ筈だよ鷹ばかり」。びくに 一きり上等二百文下等百文江戸大橋際にあり明和年間。けごろ

前垂をなして居る一きり二百文江戸橋町石町兩國上野にあり。ひつぱり 途中を付け同行して相談を纏める元祿年間より。ぢごく 寛文中始文久年間御番所召捕の事あり俗謠に「宵にいちばん夜中にとられ御番所いりとはどうよくな」。水戸だるま 銚子さげじう。木更し 仙臺くさもち。津輕こもかぶり 深川かに。諏訪はりばこ 伊豫はるだこ。酉婦兼淫賣婦をさばしと云事江戸深川附近に三ツ星屋と云酒食店を兼ねたる旅人宿あり女中數名を置き客に靡く依て三ツ星屋をつつめてさばしやと云ふに起る以上皆元祿年間前後より始る徳川幕府五代綱吉の治世。

明治大正之雜門

一世一元の政を定む明治元年。東京を帝都と定む明治二年。僧呂に肉食妻帯を許す明治三年。徴兵規則及新律綱領を頒布す同三年。郵便局を設け通信の便を計る同四年。專賣特許規則を布告四年四月。正午號砲打始む四年九月。圓形の新貨幣發行四年。警察四年十月。法制 羅卒を置き人民の保護とす。博覽會萌芽 四年大學南校の物産局の九段坂上に開きたる物産會にあり内國博覽會は十年八月第一回内國勸業博覽會を東京上野に開く。國立銀行を創立す五年。大祭日を定む五年。舊曆を廢し太陽曆を改め頒布す五年十二月三日を

以て六年一月一日とす以前は晝夜十二時なり以後二十四時と定む。地券を發行し國民土地所有者に保存せしめ證とす六年。地價百分の三を以て地租とす六年。諸證券印紙發行六年。外國人と結婚を許す六年。銅貨を發行す七年。出版條令を定む八年。上等裁判所建つ八年。勳章條令發布八年。羅卒を巡查と改稱八年十月二十四日。火葬禁止令を發す八年。華士族に公債證書を下付せらる九年八月。地租百分三を詔して百分の二分五厘とす十年。内國勸業博覽會を東京上野に開く十年。株式取式所大阪に建つ十一年琉球藩を發し沖繩縣を置く十二年四月。自由黨立つ十二年。集會條令を頒布す十三年。貯金法を定む十三年。人民建白上書の制を定む十三年。正金銀行横濱に建つ十三年。諸國に各黨起る十四年。國會開詔下る十四年。北海道開拓使を二月廢し函館根室札幌三縣を置く十五年。善行賞青森縣人王藤仁三郎に紅授褒賞を給ひ善行を賞す褒賞條令出で賞を賜ふ嚙矢とす十五年。電氣燈の試験を爲す十五年。日本銀行建つ十五年十月。烟草及賣藥印紙稅發布十六年。水産會を開く十六年。府縣師範學校通則を定む十七年。民事訴訟印紙規則を定む十七年。徵兵令改正十七年。海軍治罪法を定む十七年。質屋取締條令を頒布す十七年。華族會館成る十七年。兌換銀券條令を頒布す又兌換銀券發行せらる十七年。大藏省證券條例發布十七年。墓地埋葬規則を定む十七年十月。官吏恩給令非職條令判事登用規則爆

發物取締規則を定む十七年。郵便端書施行す輕罪の控訴を許す專賣特許條例發布預金規則暨油規則菓子規則發布十八年。種痘規則違警罪則決令施行郵便爲換細則十八年。遞信省十八年十二月置く。電燈會社初て電氣を用ひて東京に電氣燈を點す十八年。北海道の三縣並に事務局を廢し更に北海道廳を札幌に支廳を根室に置き北海道官制を布達す十九年。宮内省官制を達す萬國郵便聯合條約帝國大學及師範學校令中學校小學校令諸學通則を公布す華族世襲財產法海軍公債條例戶籍取締手續登記公證人規則十九年。所得稅法保安條例發布二十年。伊藤内閣四月總辭職す是内閣總辭職の始次は黒田内閣成る市町村政公布二十一年。憲法發布廿二年二月十一日。商法發布電話交換所建つ火災保險會社創立二十三年。議員選舉法施行規則發布廿三年。貴族院議員選舉六月衆議員選舉七月議會開會東京に開く十一月廿五日。議會解散廿四年十二月是解散の始。露國西比利亞鐵道を起工す二十四年。國會議員總選舉を行ふ是總選の始各府縣死傷者を出す二十五年二月。大阪神戸間電話開通廿六年三月。海岸望樓條例發布金鷄勳章條例發布廿七年。國民軍條例發布二十八年一月卅日。金貨本位實施八月營業稅法施行卅年。憲政黨組織四月板垣退助大隈重信兩伯政黨内閣を組織す六月改正民法戶籍法施行七月諸印紙稅を廢し收入印紙一種とす三十一年七月十五日。著作權法施行卅二年。未丁年者喫烟禁令實施四月一日立憲政友會發會式を東京に舉ぐ卅三年八月十五日。

改正刑法發布四十年。軍艦扶桑號を始めて製造す我國最初の船渠進水式大正三年二月十七日。飛行郵便始東京大阪間を試験す八時三十分間にて往復す大正八年三月。メートル法佛蘭西の法一メートルは我國の三尺三寸大正十三年より穀商裁縫里程等率先して行はしむ然れ共一般には行はれず。飛行郵便事務開始十四年四月廿日より東京大阪間發送日は東京は火木土曜日大阪は月水金曜日と定む爰に飛行郵便始る。

史籍之評 結論

月蝕始めて史に表れしは卅三代推古天皇卅六年彗星は卅四代舒明帝六年なり然るに月蝕始めて表れたる記載なし然りと雖天地定る初何億萬歳の古へより日月の蝕も彗星も表れたるに相違なきなり。四十代天武天皇御宇始めて車を造とあり然るに二十一代雄略の卷に輿皇后上車歸とあり。卅三代推古帝十八年に高麗國より僧曇徴來り始めて紙墨を造るとあり然るに卅代敏達天皇御宇既に製紙の業あり又十五代應神天皇の時漢籍を獻じたる時紙墨なくして何を以て學びたるか又漢書と雖紙なるべし。次に五十六代清和天皇貞觀九年始めて常平倉を置き貧民を救ふとあり然るに卅三代推古帝の時屯倉を置き四十二代文武帝の時義倉を建て其後常平倉を建られ皆貧民の饑餓を救ふに備へたるを見る。四十三代元明帝和銅元年始めて武藏國秩父より銅を出

すとあり然るに神代に白銅鏡あり又石凝姥命天香山の銅を取て鏡を鑄給ふ四十代天武帝白鳳十二年銀錢の鑄を禁じ銅錢を鑄造すとあり又天武天皇白鳳六年に始めて鑄錢司を置とあるも卅三代顯宗天皇の御世五穀農糧にして粗一斛銀錢一文とあり亦支那より渡來の通錢とも見へず。造瓦術は百五代正親町天皇天正四年明國人來り始めて傳ふとあるも卅七代明帝二年岡本宮造營の時瓦葺とす。吉備眞備朝命を奉じて入唐し歸朝し始めて碁を持來り傳ふとあり然れ共吉備公入唐は四十四代聖武帝天平五年十一月なり歸朝は同七年十月なり然るに四十一代持統天皇朱鳥三年に園碁渡來すとあり又或書には今年雙六流行す依て禁ずとあり碁を禁ずるの記事なしと雖碁と雙六を禁せしならんには猶ほ古より有りし者にして吉備大臣入唐以前なり又吉備公唐朝に於て唐國隨一園碁の名人玄東と勝負し吉備公勝を得たりとあり如何に吉備公伶俐たり共更に見たる事なき園碁の勝負に勝つ道理なし既に我國に於て碁に上達なしたるに相違なし又神明の冥助に依りて贏たるとは後日の作なり又歸朝に際し唐帝より貴重なる碁盤碁石を贈られたるにより史籍に上載したる者なり。九十二代後醍醐帝の御宇千光國師と明惠上人と入唐し歸國の際始めて茶種を持歸り筑前國に植るとあるも五十二代嵯峨天皇弘仁年中諸國に茶を植る事流行すとあり。櫻は百十五代桃園天皇寛延二年鉢植より始るとあるも六十二代村上天皇御代天徳四年紫雲殿の庭に橘を植ゆ就て康保元年櫻樹を植ゆるとあり現今山梨縣北巨摩郡新富村字山

高の櫻樹は日本一の古樹と稱せられ、週園數拾尺縣の保存木たり、樹齡千餘年に達すと云ふ又四十六代孝謙天皇天平勝寶四年右大臣豐成の娘中將姫七才の特別莊にありて櫻花見んとせし時番人の兒童來りて櫻枝を折る其母小兒を叱るとあり。將棋は百五代正親町天皇天正年間に始るとあり然るに七十六代近衛帝康治元年九月之條に「參新院於御前與師仲朝臣指大將棋一余負」とあり爰を以て古くよりありたるを知る。百十四代櫻町天皇延享元年砂糖の種を外國より持來り始て日本に植ゆるとあるも四十六代孝謙帝天平寶字三年砂糖獻納せし事あり。書物上の誤り此の如し委くは枚舉に違あらず只其二三を舉て參考に供す幼にして史學を論するを止めよ事を按るに海外より凡て舶來なしたる時は是を上載し古有の物は敢て上載するの要なし故に後世の誤りを生ず又曆日に至る斯の如し神武帝以前より年月幹支あり後世天文書舶來し曆學者起り其骨子に變更無と雖古來改曆せし事拾有餘回に及ぶ書傳來以前は我國に曆日なしと思ふは誤解なり又書物上の誤りは我國のみならず萬國皆然り又古人をのみ答へきにあらず現世作今の出來事誤解多く甲乙者の筆記又差あり眞に完全を期し難し例へば自己日記を録するに皆夫れ完全なりと云われんや爰に本書は可及的古きを究め正確に注意せり。

地下鐵道工事始：東京淺草區駒形町より上野公園に達する距離一哩三十鎖、東京大會社土木株式會社請負、大正十四年九月一日豫備工事着手す本工事竣工豫定は同十六年六月と定む。

大正十四年九月二十八日 印刷納本
大正十四年九月三十日 發行

(定價金八拾錢)

不許複製

著作發行 兼印刷者

東京府下荏原郡松澤村松原百番地 中山 龜吉

發行所

東京府下荏原郡松澤村松原百番地 中山 天聖堂

306
804

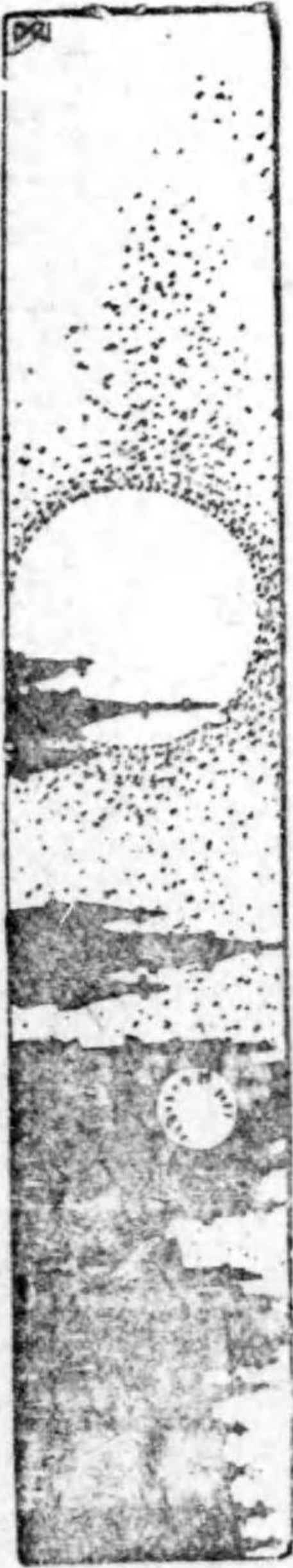
中山龜吉著

〔天聖堂發行〕

東方朔秘傳三聖者遺書

四六版 四十有餘頁
定價 金六十錢也

凡占者の目的たるや吉凶有無の範圍にあり本書は支那古聖者「東方朔と諸葛孔明及我國の弘法大師」三聖者の遺書占法にして如何に數百卷の書を究ると雖本書の上に出る事能はず、卷頭には四季風雨及五穀養蚕の事を農家の爲に占ひ卷末は出來事一切を豫知すべき簡易なる占法にして、國民たる者必ず一書を左右に備へ生涯の利益を計らん事を望む。



終